
小平市教育委員会事務の点検及び評価

— 令和4年度分 —

報 告 書

令和5年9月
小平市教育委員会

目次

I	点検・評価の概要	1
II	点検・評価の対象事業	2
III	点検・評価の結果	4
1	基本的施策 1 確かな学力の向上	4
	No.1 学習補助員の配置	5
	2 ICT支援員の配置	5
	3 指導者用デジタル教科書の導入	6
	4 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援	6
	5 GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備	7
	6 中学校放課後学習教室の実施	7
	7 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	8
2	基本的施策 2 健やかな体の育成	9
	No.8 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用	9
	9 「楽しみながら運動プログラム」の実践	10
	10 オリンピック・パラリンピック教育の理解促進	10
	11 小学校給食調理業務委託の実施	11
	12 食物アレルギー対応力の向上	11
	13 児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実	13
3	基本的施策 3 豊かな心の育成	13
	No.14 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	13
	15 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	14
	16 人権教育の推進	15
	17 就学支援委員会の開催	15
	18 就学相談業務の体制強化	16
	19 自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた検討	16
4	基本的施策 4 自立心の養成	17
	No.20 小・中学校におけるキャリア教育の推進	17
	21 実践的な訓練の実施	18
5	基本的施策 5 共生と地域・社会貢献意識の醸成	19
	No.22 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	19

6	基本的施策 6 教員の資質向上	20
	No.23 服務事故再発防止の取組の実施	20
	24 体験型地域理解研修の実施	21
	25 学校における働き方改革	21
	26 学校における労働安全衛生体制の整備	22
7	基本的施策 7 学校の経営力向上	23
	No.27 コミュニティ・スクールの推進	23
	28 部活動指導員の配置	24
	29 部活動外部指導員の配置	24
8	基本的施策 8 家庭教育への支援	25
	No.30 家庭教育に関する講座の実施	25
9	基本的施策 9 地域教育の充実	26
	No.31 小平地域教育サポート・ネット事業の推進	26
	32 小学校放課後子ども教室の推進	27
10	基本的施策 10 教育環境の整備	28
	No.33 学校大規模改造工事の実施	28
	34 八小増築工事の実施	29
	35 花小金井小増築工事の実施	29
	36 学校体育館冷暖房設備設置工事	29
	37 学校トイレ改修	30
	38 学校施設整備のあり方の検討	30
11	基本的施策 11 生涯学習の推進	32
	No.39 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	32
	40 公民館事業企画委員会による講座企画	33
	41 地域と連携したジュニア向け講座の実施	33
	42 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施	34
	43 公民館施設のあり方の検討	35
12	基本的施策 12 図書館の充実	36
	No.44 小川家文書補修	36
	45 特定歴史公文書の収集・整理・保存	37
	46 なかまちテラスティーンズ委員会の開催	37
	47 ブックスタートの実施	38
	48 学校図書館への支援	38
13	基本的施策 13 生涯スポーツの推進	40
	No.49 スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施（市長部局）	40

50	(仮称)小平市文化スポーツ推進計画の策定 (市長部局)	41
51	FC 東京と連携した「(仮称) みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク」の開催 (市長部局)	41
14	基本的施策 14 郷土愛と後継者の育成	43
No.52	平櫛田中彫刻美術館の活性化 (市長部局)	43
53	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進 (市長部局)	44
54	海岸寺山門の修繕 (市長部局)	44
15	基本的施策 15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討	46
No.55	学校給食センターの建替え	46
16	その他事業	47
No.56	(仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定 教育委員会が特に重要と認める事業	47
IV	学識経験者からの意見	48
V	資料編	52
	《資料1》小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針	
	《資料2》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施に関する要綱	
	《資料3》小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価に関する有識者設置要綱	

I 点検・評価の概要

1 実施の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という。）第26条において、教育委員会はその権限に属する事務について毎年自ら点検及び評価を行い、報告書を議会へ提出するとともに公表することが義務づけられています。

小平市教育委員会では、点検・評価を実施するに当たって、その意義を次のように定めました。

- 毎年度、自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施の方法

(1) 点検・評価の対象

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、小平市教育振興基本計画に定める基本的施策の達成のため、毎年度策定する年次計画に掲げた55事業と、その他教育委員会が特に重要と認める1事業を選定し、合わせて56事業を点検・評価の対象といたしました。

(2) 自己点検・評価

(1)の事業について、教育委員会内の所管課（館）が、所定の様式により、自ら点検・評価を行いました。（Ⅲに掲載）

様式には、事業概要、取組内容、自己評価、今後の方向の項目を設け、事業の目的・対象を端的に記述するとともに、基事業の成果と活動内容をできる限り数値で表すことによって、わかりやすい表現に努めました。

なお、平成27年度の組織改正により、スポーツに関すること及び文化に関することを市長部局に移管又は補助執行いたしました。小平市教育振興基本計画の方向性に沿い、目標の実現に寄与する事業については、引き続き点検・評価の対象とするため、該当する事業については、市長部局の文化スポーツ課が点検・評価を行いました。

(3) 学識経験者の知見の活用

地方教育行政法第26条第2項では、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

教育委員会では、昨年度と同様、2人の学識経験者に、自己点検・評価の結果等を説明し、質疑応答を重ねたうえで、ご意見・評価をいただきました。（Ⅳに掲載）

Ⅱ 点検・評価の対象事業

1 「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」に定める主な取組

No.	事業名	基本的施策
1	学習補助員の配置	1 確かな学力の向上
2	ICT支援員の配置	
3	指導者用デジタル教科書の導入	
4	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援	
5	GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備	
6	中学校放課後学習教室の実施	
7	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施	
8	「こだいら一斉体カテスト週間」の実施と結果の活用	2 健やかな体の育成
9	「楽しみながら運動プログラム」の実践	
10	オリンピック・パラリンピック教育の理解促進	
11	小学校給食調理業務委託の実施	
12	食物アレルギー対応力の向上	
13	児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実	
14	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進	3 豊かな心の育成
15	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施	
16	人権教育の推進	
17	就学支援委員会の開催	
18	就学相談業務の体制強化	
19	自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた検討	4 自立心の養成
20	小・中学校におけるキャリア教育の推進	
21	実践的な訓練の実施	
22	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進	5 共生と地域・社会貢献意識の醸成
23	服務事故再発防止の取組の実施	6 教員の資質向上
24	体験型地域理解研修の実施	
25	学校における働き方改革	
26	学校における労働安全衛生体制の整備	
27	コミュニティ・スクールの推進	7 学校の経営力向上
28	部活動指導員の配置	
29	部活動外部指導員の配置	
30	家庭教育に関する講座の実施	8 家庭教育への支援
31	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	9 地域教育の充実
32	小学校放課後子ども教室の推進	
33	学校大規模改造工事の実施	10 教育環境の整備
34	八小増築工事の実施	

No.	事業名	基本的施策
35	花小金井小増築工事の実施	10 教育環境の整備
36	学校体育館冷暖房設備設置工事	
37	学校トイレ改修	
38	学校施設整備のあり方の検討	
39	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	11 生涯学習の推進
40	公民館事業企画委員会による講座企画	
41	地域と連携したジュニア向け講座の実施	
42	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施	
43	公民館施設のあり方の検討	
44	小川家文書補修	12 図書館の充実
45	特定歴史公文書の収集・整理・保存	
46	なかもちテラスティーンズ委員会の開催	
47	ブックスタートの実施	
48	学校図書館への支援	
49	スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施（市長部局）	13 生涯スポーツの推進
50	（仮称）小平市文化スポーツ推進計画の策定（市長部局）	
51	FC 東京と連携した「（仮称）みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク」の開催（市長部局）	
52	平櫛田中彫刻美術館の活性化（市長部局）	14 郷土愛と後継者の育成
53	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局）	
54	海岸寺山門の修繕（市長部局）	
55	学校給食センターの建替え	15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討

2 教育委員会が特に重要であると認める事業

No.	事業名	基本的施策
56	（仮称）第二次小平市教育振興基本計画策定	—

Ⅲ 点検・評価の結果

1 基本的施策 1 確かな学力の向上

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・改訂された学習指導要領においては、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

小平市では、児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことを目指しています。

また、各学校においては、児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況の評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。

・GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒1人1台端末を積極的に活用した情報教育の推進が求められています。

学習者用端末を用いた教育活動により、個別最適化された学びの実現、感染症の拡大や災害時における学びの継続等、全ての子どもの学びの保障を行うことが求められています。

・「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館との連携に力を入れていきます。調べ学習支援をより充実させるため、図書館の情報拠点としての機能強化が求められています。

令和4年度の主な取組

- No.1 学習補助員の配置
- No.2 ICT支援員の配置
- No.3 指導者用デジタル教科書の導入
- No.4 学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援
- No.5 GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備
- No.6 中学校放課後学習教室の実施
- No.7 第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施

成果指標

成果指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
①	全国学力・学習状況調査平均正答率 (小学校・国語) (%)	小平市	中止	67	70
		全 国	中止	64.7	65.6
②	全国学力・学習状況調査平均正答率 (小学校・算数) (%)	小平市	中止	74	68
		全 国	中止	70.2	63.2
③	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・国語) (%)	小平市	中止	70	72
		全 国	中止	64.6	69
④	全国学力・学習状況調査平均正答率 (中学校・数学) (%)	小平市	中止	63	56
		全 国	中止	57.2	51.4

主な取組の内容・実績・今後の方向					
事業の内容	No. 1 学習補助員の配置			指導課	
	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	令和3年度	学校ごとのニーズに沿った柔軟で広範な人材の配置を行い、教育活動の充実を図る。	市立学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等を行う学習補助員を配置する。各学校の教育活動の支援を行うほか、一人一人の特性に応じて学習活動のサポートを行う。				
	【具体的取組内容】 学校管理職の指示を受け、担任の教諭等と連携しながら、学習活動の支援や安全確保の支援を行った。 (1) 配置 全校の通常の授業時及び宿泊学習等に配置 肢体不自由の児童・生徒へは個別に週5日配置 (2) 研修 学習補助員の資質向上を図った。 開催回数 3回 参加者数 延べ154人				
	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度	
	配置した学習補助員の総勤務時間数（時間）		87,633	90,387	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな対応を図ることができた。 ・宿泊学習等における児童・生徒の身辺介助や安全管理体制を整備することで、安全かつ円滑な教育活動を実施できた。				
今後の方向	引き続き学習補助員の配置を行い、各学校の教育活動への支援を行う。				
事業の内容	No. 2 ICT支援員の配置			指導課	
	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	令和3年度	GIGAスクール構想の実現に向け整備したICT環境を有効活用し、教育の質の向上を図る。	市立学校の教員		
	【事業概要】 学校からの要望に基づき、ICT支援員2人が各学校を訪問する。各学校において、GIGAスクール構想の実現により新たに発生したICTに係る業務（機器操作の習得やICTを活用した授業改善方法の構築、機器の設置準備等）の支援を行う。				
	【具体的取組内容】 (1) 支援方法 ・訪問（年4回の定期訪問・要請に応じた随時の直接訪問） ・オンライン ・電話 (2) 支援内容 ・小・中学校におけるICT機器を用いた授業の支援・準備・相談 ・小・中学校におけるICT機器の保守・点検・設定・調整業務 ・教員等研修内容作成、資料作成及び研修の実施 ・各種マニュアル作成等				
	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度	
	ICT支援員が支援した学校数（校）		27	27	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 学校が必要とする時に支援が受けられる体制であり、学校の業務負担軽減及び授業等の学習活動におけるICTの有効活用に向けた環境整備が図られた。				
今後の方向	授業におけるデジタル教科書の活用が進み、また、デジタルコンテンツの種類が増えており、教員の抱える個別の課題に対応できるよう新たにデジタル利活用支援員を配置し、専門的な支援を行っていく。				

No. 3	指導者用デジタル教科書の導入			指導課
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 指導者用デジタル教科書を活用し、教員の授業準備に費やす時間を軽減しながらも、視覚的で児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりを可能とすることにより、確かな学力の向上を図る。	【対象】 市立学校の教員	
	【事業概要】 市立学校に指導者用デジタル教科書を配備し、授業での活用を図る。			
	【具体的取組内容】 指導者用デジタル教科書未配備の学校に指導課より配備した。 配備した教科 国語、算数（数学）及び英語			
	【活動指標】 指導者用デジタル教科書使用校数（校）	R 2年度	R 3年度	R 4年度 27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 視覚的表現に優れた指導者用デジタル教科書の活用により、教員の授業準備の効率化を図るとともに、児童・生徒の興味・関心を高める授業づくりを進めることができた。			
今後の方向	デジタル利活用支援員を配置するなど、配備した指導者用デジタル教科書の有効活用に向けた環境整備に努める。			
No. 4	学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援			学務課
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 学習者用端末による家庭学習を行うにあたり、経済的に困難な児童・生徒の保護者へ必要な支援を行う。	【対象】 国立、都立または市立の小・中学校に在学する児童・生徒の保護者	
	【事業概要】 就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者のうち、インターネット通信環境がない家庭に対し、オンライン学習通信費の支援を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 支援制度の整備 小平市就学援助費事務処理要綱（以下「就学援助費要綱」という。）及び小平市特別支援学級等就学奨励費支給事業実施要綱（以下「就学奨励費要綱」という。）を改正し、オンライン学習通信費を新設した。 支給額 就学援助費要綱で準要保護認定者 年間 14,000 円 就学奨励費要綱で所得が生活保護基準の 2.5 倍未満の認定者 年間 7,000 円 (2) 制度の周知 市立小・中学校の保護者への案内配付や、市報・ホームページにより制度の周知を図った。また、就学援助費又は特別支援学級等就学奨励費の受給者のうち、インターネット通信環境がない家庭に対して、支給に必要な手続きの周知を行った。			
	【活動指標】 ※設定なし	R 2年度	R 3年度	R 4年度
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・オンライン学習通信費の支給開始にあたり、市立小・中学校のモバイルルータ貸与者に対する制度の周知に努め、必要な家庭への支援ができた。 ・オンライン学習通信費の支給に必要な手続きの周知により、スムーズな制度運用を開始することができた。			
今後の方向	引き続き、就学援助費及び特別支援学級等就学奨励費支給制度を広く周知し、オンライン学習通信費を含めた各種援助が必要な家庭を支援する。			

No.5	G I G Aスクール構想の実現に向けた環境整備			学務課
事業の内容	【開始年度】 令和2年度	【目的】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、一人1台の端末を配備し、環境の整備を行う。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 G I G Aスクール構想の実現に向けて、一人1台の端末を配備し、校内ネットワーク等の環境整備を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 児童・生徒数の増加に伴う機器類購入 無線アクセスポイント 65台 学習者用端末 541台 充電保管庫 34台 (2) モバイルルータの貸与 学習者用端末による家庭でのオンライン学習のため、通信環境がない家庭に対し、通信機器整備支援を行った。 貸与数 184台 (3) 学習系ネットワーク環境アセスメント調査実施			
	【活動指標】 端末配備及びネットワーク整備校数(校)	R2年度	R3年度	R4年度
		/	27	27
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 文部科学省が提唱する子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、持続的に実現させるためのよりよい環境に向けた整備を行うことができた。			
今後の方向	G I G Aスクール構想の実現に向けた一人1台端末のさらなる活用のために、安全・安心なシステム環境の構築、児童・生徒数の増加に合わせた機器やネットワーク環境の整備・保守・維持管理を行う。			
No.6	中学校放課後学習教室の実施			地域学習支援課
事業の内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 学習内容の補充を目的に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う。	【対象】 市立中学校の生徒	
	【事業概要】 地域と学校の連携・協働による地域学校協働活動の一環として、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を実施する。			
	【具体的取組内容】 コーディネーターが学校と協議しながら、講師役となる人材の調整を行い、放課後や週末、長期休業期間中に、地域の方や教員OB、大学生などを講師役として、教科の補習や定期考査、検定対策などの学習支援を実施した。			
	【活動指標】 実施回数(回)	R2年度	R3年度	R4年度
		215	262	308
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 ・市立中学校全8校区で実施することができた。 ・多くの生徒への学習支援を実施できた。 実施回数 延べ308回 参加人数 延べ6,571人			
今後の方向	全校区で安定的・効果的な取組が実施されるよう、研修会や情報交換等により、実施回数の増加及び取組内容の充実を図る。			

No. 7	第4次小平市子ども読書活動推進計画に基づいた取組の実施			図書館
事業の内容	【開始年度】 令和2年度	【目的】 子ども読書活動を推進する。	【対象】 子ども（0～18歳）	
	【事業概要】 図書館を中心とした、子どもの教育や育成に携わる関係各課が、それぞれの分野で子どもの読書活動の推進のための事業を実施し、読書環境の整備・充実を図る。 図書館においては、幼い時期に読書習慣が身に付くような施策に取り組み、学校図書館との連携・協力体制の充実を図るとともに、小学生・中学生・高校生に対し、図書館を利用し、本に興味関心を持つよう、読書環境の整備や講座・イベントなどの情報発信に努める。			
	【具体的取組内容】 (1) 未就学児および就学児への取組 ①「本のバック」貸出し テーマや年齢別に、図書館職員が選んだ育児書や絵本・児童書、わらべうたのリストなどのセットを貸出した。 ②「絵本のへや」開催 乳幼児へ読み聞かせや絵本の紹介を行うとともに、保護者の仲間づくりや情報交換の場を提供した。 実施時期 中央図書館 令和4年7月～ 地区館 令和5年2月～ ③「よるのおはなし会」開催 実施時期 夏休み ④読書意欲の向上に向けた取組 春の小平市子ども読書月間：展示や豆和装本等を作るイベントを実施。 秋の読書月間：「読書ノート」を配布。感想を書いて提出した子どもに、賞状や手作りのプレゼントを贈呈。子どもたちが書いた好きな本についてのカードを、木をイメージして館内に展示。 その他の時期：スタンプ集め、子どもおみくじ、絵本クイズなどの行事を実施 ⑤「こだいらとしょかん子ども新聞」の発行 図書館や本への興味喚起を促すために発行し、図書館ホームページにも掲載した。 (2) 中・高校生への取組 ①イベント開催 ・「こだいら知識王2022」（内容：小平の地理・歴史などに関する問題に挑戦する。） ・「中央図書館インドアオリエンテーリング」（内容：地図を読んでチェックポイントを回る。） (3) 関係各課との連携 保育園・幼稚園、放課後子ども教室などでの読み聞かせ及び公民館での読み聞かせ講座等の実施			
	【活動指標】 おはなし会・絵本のへや開催回数	R2年度 3	R3年度 44	R4年度 217
事業の価	【具体的内容の自己評価】 ・感染症対策を講じた上で行事やイベントを再開、拡大し、子どもの成長過程に合った本に触れる機会を増やし、読書に対する興味喚起を図る行事等の実施に努めた。 ・短時間での図書館利用に資するセット貸出しにより、普段読まないジャンルや作家との出会いを提供し、利用者の読書意欲の向上を図った。			
今後の方	・コロナ禍前と同規模での事業実施とする。 ・「第4次小平市子ども読書活動推進計画」に基づき、関係各課と連携しながらサービス内容を工夫し、継続的に実施していくことで読書環境の充実を図る。			

2 基本的施策2 健やかな体の育成

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・各校で創意工夫のある体力向上に向けての取組や、小・中が連携した体力向上の取組を行っていますが、令和3年度の体力テストの結果から、全身持久力や敏捷性の低下がみられました。

今後は運動意欲の向上と運動の日常化を目指し、楽しみながら体を動かすことを通して、体力を向上させていくことが課題です。

・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を通じ、身体活動への興味・関心を高めることで、心身ともに健全な児童・生徒を育成していくことが重要となります。

・安全・安心で充実した給食の提供とともに、食育の推進、食物アレルギーへの適切な対応、衛生管理の徹底等学校給食をめぐる様々な課題への対応が求められています。

令和4年度の主な取組

No.8 「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用

No.9 「楽しみながら運動プログラム」の実践

No.10 オリンピック・パラリンピック教育の推進

No.11 小学校給食調理業務委託の実施

No.12 食物アレルギー対応力の向上

No.13 児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(質問紙)「中学校を卒業した後、自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思いますか」に肯定的な回答をした割合(%)	中止	男 84.3 女 81.3	男 84.3 女 79.9

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.8	「こだいら一斉体力テスト週間」の実施と結果の活用			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成25年度	市内全校において体力向上への意識を高めるとともに、各学校の体力テストの結果に基づき、体力向上に向けた取組を実施する。	市立学校	
	【事業概要】			
	東京都教育委員会が「『アクティブプラン to 2020』—総合的な子供の基礎体力向上方策(第3次推進計画)—」に基づき、都内公立学校の全児童・生徒を対象として「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)」を実施している。これを受け、小平市では、6月の第1週に「こだいら一斉体力テスト週間」を実施し、各校において、実施結果を基に、児童・生徒自らが課題を見つけ、体力向上への意識を高めるとともに、結果に基づいた一校一取組や小・中学校9年間を通じた指導方法の改善を図る。			
【具体的取組内容】				
(1) 「こだいら一斉体力テスト週間」の設定 5月29日(月)から6月2日(金)までの5日間				
(2) 「児童・生徒体力テスト記録個票」の活用 小・中連携教育の取組の一つである「体力アップチャレンジ」プログラムの一環として、児童・生徒が個人データを市独自の「児童・生徒体力テスト記録個票」に継続的に記録し、自らの記録内容を確認しながら、体力向上を図ろうとする意欲を高めるとともに、個に応じた体力向上への指導を行い、家庭への健康の増進に関する啓発を行った。				
【活動指標】		R2年度	R3年度	R4年度
一斉体力テスト週間実施校(校)		0	27	27

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 全校が感染症対策、熱中症対策を講じた上で、児童・生徒の状況に合わせて、実施計画に基づき適正に実施することができた。			
今後の 方向	令和4年度の国、都、市及び自校の体力テスト結果の比較を基に、来年度に向けた数値目標を定めて取り組むこととする。			
No.9	「楽しみながら運動プログラム」の実践			指導課
事業の 内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 児童・生徒の運動習慣の定着と意欲の向上を図る。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 地域の協力を得て開発した「楽しみながら運動プログラム」※を各校で実践する。 ※「楽しみながら運動プログラム」…昔遊び、体づくり運動、集団でのボール運動等、学校での教育活動及び朝の時間、休み時間、放課後・家庭において、児童・生徒が進んで体を動かそうと興味・関心をもって取り組むことができる運動プログラム			
	【具体的取組内容】 「楽しみながら運動プログラム」のリーフレットを基に、各校が実情に応じた取組を展開し、体力向上や運動習慣の定着に向けて取り組んだ。			
	【活動指標】 一校一取組実施校（校）	R2年度 27	R3年度 27	R4年度 27
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 各校の取組内容を集約し、情報提供することにより、取組のより一層の充実を促すことができた。			
今後の 方向	継続的に各校の特色ある取組を情報提供することで、児童・生徒の実態に応じた多様なプログラムの実施を促し、本プログラムの質を向上させるとともに、児童・生徒の運動習慣の定着を図る。			
No.10	オリンピック・パラリンピック教育の推進			指導課
事業の 内容	【開始年度】 平成26年度	【目的】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を重要な機会と捉え、児童・生徒の心身の成長につながる取組を推進する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 学習指導要領の目標達成を目指し、各教科等の学習内容・活動とオリンピックやパラリンピックを関連付け、「4つのテーマ（オリパラ精神、スポーツ、文化、環境）」と「4つのアクション（学ぶ、観る、する、支える）」から取組を展開し、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の重点的に育成すべき5つの資質を育成する。			
	【具体的取組内容】 育成すべき資質ごとの各校の取組 ・スポーツ志向の普及・拡大 オリンピックやパラリンピアンによる実演及び講演、ボッチャ競技体験、ダンス教室 ・障害者理解 車椅子バスケットボール体験、ガイドヘルプ体験、盲導犬体験 ・日本人としての自覚と誇り 折り紙体験、落語教室、狂言教室、よさこい演舞（日本人としての自覚と誇り） ・ボランティアマインドの醸成 校内及び地域の清掃活動、美化活動 ・豊かな国際感覚 異文化理解、民族楽器、馬頭琴の演奏会			
事業の 内容	【活動指標】 オリンピック・パラリンピック教育推進実施校数（校）	R2年度 27	R3年度 27	R4年度 27

事業の価値	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験したスポーツの楽しさを知り、興味を持ち、休み時間などに外に出て体を動かす児童・生徒が増えた。 ・将棋や落語など、普段触れることが少ない体験を通じ、児童・生徒の見聞を深める機会を提供できた。 ・日本の伝統的な作法等を知ることで、日本人としての意識高揚が図られた。 ・いろいろな国の文化や特徴を学ぶことで、自国の文化以外を理解する力を育成した。 			
今後の向	<p>各校が設定した「学校 2020 レガシー」に基づき、オリンピック・パラリンピック教育理解促進のための講師を招聘する取組を通して5つの資質の育成を目指し、教育活動として継続・発展させていく。</p>			
No.11	小学校給食調理業務委託の実施			学務課
事業の内容	<p>【開始年度】 平成 24 年度</p>	<p>【目的】 給食調理業務の民間委託を進めることで、給食の質を維持し、安全・安心で安定した給食を提供する。</p>	<p>【対象】 市立小学校</p>	
	<p>【事業概要】 平成 23 年 8 月に策定した「小平市立小学校給食の基本方針」に基づき、自校方式による小学校給食の調理業務を段階的に委託化する。</p>			
	<p>【具体的取組内容】 令和 5 年 4 月の業務委託開始に向けた準備を実施した。 委託開始校 小平第三小学校、小平第七小学校 委託更新校 小平第十一小学校 (1) 受託事業者選定 給食業務の課題等について提案させ、給食の質を確保するために、価格と品質を総合的に評価するプロポーザル方式により選定。 なお、小平第七小学校・小平第十一小学校については、契約方法を見直し、各校ごとの契約から複数校一括契約とした。 (2) 備品整備 小平第三小学校・小平第七小学校の業務委託の実施に向け、全自動炊飯器、スチームコンベクションオーブン、食器洗浄機等の備品整備を実施。</p>			
	<p>【活動指標】 累計委託校 (校)</p>	R 2 年度 11	R 3 年度 12	R 4 年度 12
事業の価値	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数校一括契約へ契約方法の見直しにより、学校間の人事交流、欠員対応など、安定的な給食提供が期待できる。 ・調理機器の更新や新規導入により、委託事業者による調理環境の適正化がなされた。 ・強化磁器食器の導入により、児童の給食における食環境を充実することができた。 ・委託校では、給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）を定期的に開催し、保護者や児童の声を給食に反映させ、よりよい給食運営となるよう取り組んでいる。 			
今後の向	<ul style="list-style-type: none"> ・委託実施校における日常の給食運営状況や、給食運営委員会での意見などから、これまでの委託事業の実施状況が良好であったと判断し、引き続き調理業務委託を進めていく。 ・令和 5 年度に、小平第三小学校及び小平第七小学校の調理業務を委託する。 ・令和 6 年度以降については、給食調理員の退職状況、児童数の推移を見ながら検討することとする。 			
No.12	食物アレルギー対応力の向上			学務課
事業の内容	<p>【開始年度】 平成 26 年度</p>	<p>【目的】 市立小・中学校における食物アレルギーについての知識の向上と対応の徹底を図る。</p>	<p>【対象】 市立学校の教職員</p>	
	<p>【事業概要】 「小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針（平成 26 年 3 月作成）」（以下、対応方針）及び「小平市立小学校における食物アレルギー対応マニュアル（令和 3 年 4 月作成）」（以下、対応マニュアル）に基づき、統一的な食物アレルギー対応を行う。 また、学校関係者のアレルギーに関するさらなる知識の向上と共通認識を図るため食物アレルギー研修を実施する。</p>			

事業の内容	【具体的取組内容】 (1) アレルギー疾患対応研修会（都主催）への参加 養護教諭及びアドレナリン自己注射薬を携行する児童・生徒の学級担任教諭等が研修を受講した。 受講者数 65人 (2) 食物アレルギーに関する校内研修の実施 (3) 対応方針及び対応マニュアルに基づく給食のアレルギー対応			
	【活動指標】 都主催研修会等参加者数（人）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
		52	56	65
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・学校における食物アレルギー対応について、研修受講者の理解を深めることができた。 ・小学校においては、対応方針及び対応マニュアルに沿った運用を行うことで、より一層児童の安全確保ができるようになった。			
今後の方向	・東京都もアレルギー疾患対応研修に力を入れており、アレルギー疾患をもつ児童・生徒の学級担任教員等に受講を促していく。 ・食物アレルギー対応は児童・生徒の命に関わるため、今後も教職員への研修実施を継続していく。 ・令和6年度からの学校給食センターでのアレルギー対応食提供に向け、新たに中学校におけるマニュアルを作成し周知する。			
No.13	児童・生徒の生活習慣病予防健診の充実			学務課
事業の内容	【開始年度】 昭和60年度	【目的】 児童・生徒の生活習慣を改善し、生活習慣病を予防する。	【対象】 肥満度 30%以上の市立小学校の1年生・4年生児童及び中学校2年生生徒	
	【事業概要】 市内指定の医療機関で生活習慣病予防健診を実施するとともに、学校において生活習慣見直しのためのフォローアップを行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 健診の実施 対象学年である小学校1年生、4年生及び中学校2年生に加え、他学年の肥満度が高い児童・生徒についても受診対象者とし、個別方式での健診を実施した。 (2) アンケート調査の実施 児童・生徒に対するフォローアップに活用するため小・中学校の全児童・生徒を対象に生活習慣病予防アンケートを行った。 (3) フォローアップの実施 健診実施後、健診及びアンケートの結果に基づき学校で養護教諭及び栄養士によるフォローアップを実施した。			
	【活動指標】 生活習慣病予防健診受診率（%）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
			44.5	32.6
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・対象学年の児童・生徒への受診案内のほか、対象学年に受診意向の確認を事前に行い、対象学年の受診見込数を確認することで、他学年の肥満度が高い児童・生徒に対して幅広く受診の機会を与えることができた。 ・生活習慣病予防アンケートの実施により受診結果とあわせて、必要な指導につなげることができ、学齢期からの生活習慣病予防を促進することができた。			
今後の方向	引き続き健診及びフォローアップを実施し、児童・生徒の生活習慣病の予防と生活習慣の改善に努める。			

3 基本的施策3 豊かな心の育成

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・いじめや不登校、暴力行為等、児童・生徒の問題行動は、以前より、学校・家庭・地域が連携して取り組んできた重要な課題です。さらに、近年は、ネットいじめや引きこもり等、その内容も変化し、原因となるものや対応が多様化、複雑化しています。

小平市では、平成26年度に小平市いじめ防止基本方針を策定し、小・中学校においても、いじめ防止基本方針を策定しました。平成30年度には国や都の改定の趣旨を踏まえて改定し、より具体的な取組について明記するとともに、組織的、計画的にいじめ防止の取組を推進することとしました。今後も、基本方針に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関との連絡・連携をより密にし、様々な問題行動への対応の徹底を図っていく必要があります。

・特別な支援を必要とする児童・生徒の生きる力を高め、生活や学習上の困難を改善するためには、地域で育み、支える関係づくりや、一人一人の特性に応じたつながりのある指導・支援、豊かな学びを実現する環境整備を行う必要があります。

小平市では、令和3年3月策定の「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」に基づき、「ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備」、「関係機関の連携によるネットワークの構築」、「理解・啓発、相談体制の充実」の3つの基本指針に沿って、5年間の計画において特別支援教育を総合的に推進します。

当該計画に基づき、各事業内容と支援体制を充実させ、誰もが生き生きと過ごせる共生の地域づくりに向けた特別支援教育の充実が求められています。

令和4年度の主な取組

- No.14 いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進
- No.15 スクールソーシャルワーカー活用事業の実施
- No.16 人権教育の推進
- No.17 就学支援委員会の開催
- No.18 就学相談業務の体制強化
- No.19 自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた検討

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	いじめの解消率（小学校）（％）	84.4	80.8	66.8
②	いじめの解消率（中学校）（％）	90.5	85.7	83.5
③	登校できるようになった生徒数（人）	22	60	60

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.14	いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成25年度	【目的】 小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針を策定し、具体的ないじめ防止の取組を行うことにより、学校における組織的ないじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげる。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 令和4年度改定「小平市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止の取組を行う。また、小・中学校9年間を通じて年3回以上のいじめ防止授業の取組など、より実効的ないじめ対策を推進するための具体的な取組を進める。			

事業の内容	【具体的取組内容】 (1) 「小平市いじめ防止基本方針」の改定 いじめ重大事態の発生やより実効のないいじめ対策を推進するため、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の答申を踏まえ、令和4年12月に改定した。 また、各校に「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行うこと、及び学校ホームページや保護者会を通じた保護者への周知を図るよう指示した。 (2) 各校の取組 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を核として、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組などを推進した。 (3) 小平市いじめ問題対策連絡協議会の開催 会議開催回数 2回 (4) 小平市教育委員会いじめ問題対策委員会の開催 いじめ重大事態の調査の実施やいじめ防止基本方針の改定に向けた審議を行った。 会議開催回数 5回 いじめ重大事態の発生報告 2件			
	【活動指標】 いじめ防止授業継続実施の学校（校）		R2年度	R3年度
		27	27	27
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小平市いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針に基づき、各校におけるいじめ問題に対する年間を通じた計画的・組織的な取組を推進した。 ・市内全校が学校いじめ防止基本方針に基づいた対応の徹底や、いじめ防止授業、児童・生徒、保護者、地域にいじめ防止の取組について発信しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことができた。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会において市のいじめの状況を共有することにより、いじめ防止の取組や関係機関等の連携強化が図られた。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会における審議を踏まえ、より実効のないいじめ対策推進に向けて、いじめ防止基本方針を改定することができた。			
今後の向	・「学校いじめ防止基本方針」の運用状況を確認し、学校評価において「いじめ防止」を評価させる。 ・児童・生徒による主体的ないじめ防止の活動や、いじめを訴えやすくするためのアンケートの工夫、学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な認知と組織的な対応の徹底などの学校が取組を推進する。 ・小平市いじめ問題対策連絡協議会を年間2回開催し、家庭・地域・関係機関との連携を一層強化する。 ・小平市教育委員会いじめ問題対策委員会において、いじめ重大事態の調査やいじめ防止等の対策を審議し、効果的ないじめ防止の取組を推進する。			
No.15	スクールソーシャルワーカー活用事業の実施			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成20年度	【目的】 スクールソーシャルワーカーによる相談・支援をとおり、福祉的な観点から関係機関との連携を構築し、問題の解決を図る。		【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒及び教員
	【事業概要】 児童・生徒の不登校や虐待等の問題に対して、福祉的な視点から、環境に働きかけ、現状把握及び原因分析、教職員へのコンサルテーション等を行い、問題を解決するスクールソーシャルワーカーを各中学校に100日配置する。			
	【具体的取組内容】 各中学校に概ね100日配置し、児童・生徒及び保護者の支援を行った。			
	【活動指標】 スクールソーシャルワーカーの活動日数（日）		R2年度	R3年度
		786	794	778
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 スクールソーシャルワーカーが家庭訪問等による児童・生徒及び保護者への相談等の支援を行い、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、教育相談室や教育支援室「あゆみ教室」、庁内の福祉関係各課等の社会資源と連携し、児童・生徒の不登校解消を含めた、家庭環境の改善を支援した。			
今後の向	年間配置日数等を含めて適正な配置を研究し、より丁寧な支援につなげる。			

No.16	人権教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成 28 年度	【目的】 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権尊重の理念に基づき、健全な心をはぐくむ基盤となる人権感覚と意識をはぐくむ。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 <ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した教職員の研修及び授業を行う。 ・人権教育推進委員会を年 3 回実施する。 ・東京都から人権尊重教育推進校の指定を受けた学校において、人権教育の研究及び実践を行う。 			
	【具体的取組内容】 (1) 教職員の研修実施 全校で、教職員の人権感覚を高める研修会を系統的、計画的に実施した。 また、いじめ防止授業をはじめとした、児童・生徒の正しい人権意識の育成をねらいとした授業に係る指導法の工夫について研修を行った。 (2) 人権教育推進委員会の開催 第 1 回 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用 第 2 回 ハンセン病資料館フィールドワーク 第 3 回 人権尊重教育推進校の研究発表参加 (3) 研究成果の共有 人権尊重教育推進校の研究成果を共有した。 指定校 九小（令和 4 年度から令和 5 年度まで）			
	【活動指標】 人権教育推進委員会の開催日数（日）		R 2 年度 3	R 3 年度 3
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> ・全校で「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した研修を実施することができた。 ・人権教育推進委員会を計画通り年間 3 日開催し、重点とする人権課題に基づく教員の人権意識の向上及び授業力の向上を図ることができた。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育プログラム（学校教育編）」の一層の活用推進を図る。 ・社会状況や市の状況を踏まえて重点とする人権課題を見直し、人権教育推進委員会で扱うテーマを精査する。 ・先行的な取組や成果のあった活動の水平展開に向け、学習者用端末を用いた情報共有を図る。 ・人権教育推進校の研究成果を共有し、人権教育の推進を図る。 			
No.17	就学支援委員会の開催			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成 29 年度	【目的】 児童・生徒の状態や教育的ニーズ、学校の状況等を踏まえ、より総合的な観点から就学先の判断を行う。	【対象】 市立学校への就学予定者及び市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 特別な支援に対する児童・生徒や保護者のニーズが多様化している中で、就学支援委員会の構成員に臨床心理士等の心理職を加え、より総合的な観点から就学先の判断を行う。			
事業の内容	【具体的取組内容】 就学支援委員会及び情緒小委員会に毎回 1 人の心理の専門職を出席させ、当該委員の専門的知見に基づく意見・助言と教育学、医学などとを合わせた総合的な観点での就学先の判断を行った。			
【活動指標】 臨床心理士等心理職の配置人数（人）		R 2 年度 3	R 3 年度 3	R 4 年度 3

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・臨床心理士の参加により、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級・入室の可否等）や支援方法、関係機関との連携などの助言が得られるだけでなく、特別支援教室においては原則の指導期間を踏まえた支援の見直しを検討することができ、一人一人の特性を踏まえた審議を行うことができた。 ・児童・生徒の実態をより詳細に把握できるよう、臨床心理士の意見を踏まえて申込書類の質問項目の見直しを行い、資料の充実を図ることができた。			
今後の 方向	就学支援委員会及び情緒小委員会における専門家の意見等は、総合的な判断により適切かつ効果的な支援につなげるために必要であり、今後も臨床心理士等の心理職の活用を継続する。			
No.18	就学相談業務の体制強化			指導課
事業の 内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 多様化する特別支援へのニーズや発達障害に関する相談について専門的な見地から対応する。	【対象】 市立学校への就学予定者及び市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 臨床心理士等の心理職の就学相談員を配置し、心理職の視点を踏まえた相談体制を構築し、児童・生徒のより適切な支援の検討を行う。			
	【具体的取組内容】 臨床心理士が心理的側面からの相談、未就学児の在籍園での行動観察等を行った。			
	【活動指標】 就学相談員の配置人数（人）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
		5	6	5
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・臨床心理士の視点を踏まえた相談体制が構築できたことにより、児童・生徒のより適切な支援の検討が図られた。			
今後の 方向	心理職や教職経験者などの必要な人材の確保に努め、児童・生徒への適切な支援が行える体制整備を図る。			
No.19	自閉症・情緒障がい特別支援学級開設に向けた検討			指導課
事業の 内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 児童・生徒が抱える生活や学習上の困難さを踏まえ、一人一人の特性に応じた学びの場を提供する。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 市立学校への自閉症・情緒障がい特別支援学級開設準備を進める。			
	【具体的取組内容】 (1) 小学校（令和6年開設） 先進市3市の視察等を踏まえ、小平第四小学校に設置することを決定し、実施設計を行うとともに、指導方針や入級の対象とする児童、入級手続き等を決定した。 開設準備委員会開催回数 5回 (2) 中学校（令和7年開設） 開設準備委員会を設置し、令和7年度に小平第二中学校への開設を決定した。 開設準備委員会開催回数 1回（小・中合同で開催）			
	【活動指標】 開設準備委員会開催（回）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
				5
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・小学校に係るソフト・ハード両面での開設準備を着実に進めることができた。 ・中学校について、開設校を決定できた。 ・市ホームページを活用し、就学説明会の資料の事前提示や、説明会終了後の説明動画の配信などを行ったことで、より多くの保護者に本事業を周知することができた。			
今後の 方向	・令和6年4月の小学校での開設に向け、入級する児童を決定するとともに、教室の改修工事を実施する。 ・開設準備委員会を開催し、教室の仕様や対象とする生徒など、中学校での開設に向けて必要な検討を行う。			

4 基本的施策4 自立心の養成

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・児童・生徒が、情報化や国際化等、急速かつ激しく変化する時代を生き抜いていくには、学校生活や家庭、地域生活の中で発達の段階に応じた社会性や人間性を育むことが求められています。また、社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を身に付けさせる必要があります。

東京都教育委員会が策定した「教育施策大綱」(令和2年度)では、「自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくことができる」「他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が生きる社会の実現に寄与する」姿が未来の東京に生きる子どもであると示されています。

令和4年度主な取組

No.20 小・中学校におけるキャリア教育の推進

No.21 実践的な訓練の実施

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	全国学力・学習状況調査(質問紙)「人の役に立つ人間になりたいですか。」に肯定的な回答をした市立中学校3年生の割合(%)	中止	93.9	93.3

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.20	小・中学校におけるキャリア教育の推進			指導課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成14年度	児童・生徒が自己理解を深めながら主体的に自己の進路を選択・決定できる能力を高め、望ましい勤労観・職業観や自尊感情等を育む。	市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】			
	各教科・領域等の学習や体験活動を通して、社会生活にはいろいろな役割があることやその大切さを知ること、夢や目標に向かってあきらめずに努力することの大切さなどを学ぶなど、意図的・計画的にキャリア発達を促す取組を実施する。			
事業の内容	【具体的取組内容】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動や総合的な学習の時間などで、職業調べやキャリア・パスポートの作成を行った。 ※新型コロナウイルス感染症予防のため、市立中学校第2学年を対象に約5日間実施する職場体験は中止した。 なお、市関係職場及び市内事業所との連絡調整を目的に開催する小平市中学生職場体験推進連絡会議も中止した。 			
事業の内容	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度
	職場体験受入事業所数(事業所)	中止	中止	中止
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒が自己のキャリアを見つめ、目標を立てることができた。 ・外部人材や地域・文化の教育資源を効果的に活用したことにより、勤労観・職業観や自尊感情等を育成することができた。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた職場体験を再開し、受け入れ事業所の協力を得ながらキャリア教育を引き続き行っていく。 ・各校において、キャリア教育の目標の達成を目指した指導計画が効果的に機能して入るかを適切に評価していく仕組みを構築する。 			

No.21	実践的な訓練の実施			指導課
事業の内容	【開始年度】 平成 26 年度	【目的】 児童・生徒自身の危険回避能力を高めるため、「自分のことは自分で守る」意識と実践力を身に付けさせる。	【対象】 市立学校に在籍する児童・生徒	
	【事業概要】 児童・生徒の防災・減災意識や危険回避能力の向上を図るため、具体的な災害発生時の状況に即した実践的な避難訓練などの計画を立て、実施する。			
	【具体的取組内容】 緊急地震速報受信機の警報音を使った避難訓練や、市内全校が9月1日に一斉に実施する引き渡し訓練をはじめとした、保護者や地域の方を交えた避難訓練など、実践的な体験型の防災、防犯、交通安全に関する取組を、小平警察署、小平消防署などの関係機関と連携しながら実施した。			
	【活動指標】 緊急地震速報訓練を実施した学校数（校）	R 2 年度 27	R 3 年度 27	R 4 年度 27
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら実施することによって、体験的・実践的な訓練とすることができた。 ・感染予防に努めながら全校で引き渡し訓練を実施することができた。 			
今後の向	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の危険回避のため、4月に全校一斉引き渡し訓練を実施する。 ・各家庭で訓練を振り返ることができるよう、校長講話を動画配信する。 ・社会や生活環境の変化の中で、児童・生徒が自ら判断し、行動する力を身に付けるために、「安全教育プログラム」「防災ノート」等の資料を活用しながら、より効果的な取組を推進していく。 			

5 基本的施策5 共生と地域・社会貢献意識の醸成

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得る情報社会において、情報モラルやセキュリティ等、情報手段を正しく有効に活用するための知識、判断力、心構えを身に付けさせる取組や教育活動が求められています。

令和4年度の主な取組

No.22 小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	生徒のネット利用に関する指導を実施した学校	27	27	27

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.22	小・中学校における情報教育・情報モラル教育の推進		指導課		
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	平成27年度	急速に進む情報社会における情報モラルやセキュリティに関する知識を高め、適切な情報活用能力を養う。	市立学校に在籍する児童・生徒		
	【事業概要】 児童・生徒がインターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付けるために、外部人材を活用しながら教科等及びセーフティ教室などで、情報モラル教育の充実を図る。 また、全小学校でプログラミング教育の充実を図る。				
	【具体的取組内容】 (1)義務教育9年間を通して身に付けさせたい情報活用能力を段階的に育成するため、小平市情報活用能力育成指針を作成し、各校で指針に基づいた学習を展開した。また、教員に対する研修会、講習会を実施した。 (2)情報教育推進委員会において、プログラミング教育の実践事例の共有を図るとともに、GIGAスクール構想に基づくICTの活用に係る研修を行った。				
事業の評価	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度	
	情報モラル教育を実施した学校数(校)	27	27	27	
今後の方向	【具体的取組内容の自己評価】 ・外部人材を活用した授業等により、児童・生徒、保護者及び教員の情報モラル意識の向上を図った。 ・情報教育推進委員会及びプログラム教育研修会で、小学校・中学校におけるプログラミング教育の実践事例を共有したり実際に教材にふれながら体験したりすることで、各学校のプログラミング教育の充実を図ることができた。 ・GIGAスクール構想について、理解を深め、一人1台の学習者用端末の活用を推進した。				
	・情報教育推進委員会で先進的なICT活用事例を共有し、学習者用端末の更なる活用推進を図る。 ・各校で指針に基づいた情報モラル、情報リテラシーの教育を充実させる。				

6 基本的施策6 教員の資質向上

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・教員は、公私を問わず、自らを律し、児童・生徒、保護者、市民に対して、小平の教育全体の信頼を確保していく必要があります。

小平市立学校の教員は、サービス事故を決して起こさないという高い倫理観を持って教育活動に臨むことが求められています。そのためには、一人一人の教員の状況に基づいた指導が求められています。また、全ての小・中学校に経験の浅い教員が在籍しています。授業力の向上や円滑な学級経営等、学校の組織力を高め、教員が互いに声を掛け合いながら、一人一人の教員の力量を高める必要があります。

・学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、教育活動の更なる充実が求められています。

こうした状況の中で、全国的に教員の長時間労働が大きな問題となっています。小平市は、令和元年12月より出退勤システムを導入し、教員の労働時間を把握しています。教員一人一人の心身の健康保持は、日々の教育活動の質にもかかわる重大な問題です。教員の長時間労働の改善を図り、学校教育の質の維持向上に取り組むことが必要です。

・教員が教育活動に専念できるよう、心身共に安全、健康で、快適に働くことができる環境の整備が必要です。

令和4年度の主な取組

- No.23 サービス事故再発防止の取組の実施
- No.24 体験型地域理解研修の実施
- No.25 学校における働き方改革
- No.26 学校における労働安全衛生体制の整備

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	スクール・サポート・スタッフ配置校	27	27	27

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.23	サービス事故再発防止の取組の実施	指導課									
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成26年度</td> <td>【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。</td> <td colspan="2">【対象】 市立学校の教員</td> </tr> </table>	【開始年度】 平成26年度	【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	【対象】 市立学校の教員							
	【開始年度】 平成26年度	【目的】 サービス事故防止研修を通して、教員のサービス事故の再発を防止し、学校の信頼回復を図る。	【対象】 市立学校の教員								
	<p>【事業概要】</p> <p>教員によるサービス事故防止に向け、全教員を対象とした「小平市立学校合同研修会」において、サービス事故防止の内容を扱う。さらに、校長、副校長、主幹教諭、若手教員等の職層に応じた内容の研修、また各学校において研修を実施する。</p>										
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) サービス事故防止研修 主なサービス事故の防止を目的とした研修を実施した。 ・アンガーマネジメント研修 「『怒り』をコントロールするためのアンガーマネジメント」 ・情報モラル研修 「教員に求められる情報モラル」 ・メンタルヘルス研修 「教員のメンタルヘルスについて」</p> <p>(2) 教育施策推進担当課長及び教職員担当係長による巡回指導訪問</p> <p>(3) 校内研修の実施 東京都のサービス事故防止月間7、12月に加え、4月を小平市独自のサービス事故防止月間とし、サービス事故などを扱った校内研修を実施するように学校に指導した。</p> <p>(4) 「小平市立学校勤務に関わるチェックシート」の活用 コンプライアンスリーダーを中心に、各校において、毎月確実に実施するよう指導した。</p> <p>(5) 教員研修会における指導主事によるサービス事故防止に関する講話</p>										
	<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> </tr> <tr> <td>研修会実施校(校)</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>27</td> </tr> </table>	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度	研修会実施校(校)	27	27	27		
【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度								
研修会実施校(校)	27	27	27								

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・職層に応じた研修会において、職務上及び身分上守るべき服務に係る再確認を促した。 ・年3回の服務事故防止月間に合わせて校内研修を確実に実施した。 ・「小平市立学校服務に関わるチェックシート」の活用により、服務事故防止に係る意識が向上した。			
今後の 方向	・全教員が集まる研修会以外の場も活用し、服務事故の防止に向けた講話を行う。 ・職層に応じた研修として、都の服務事故の現状に基づく具体的な研修を継続するとともに、教職員一人一人の状況に応じた指導を充実させる。 ・5月に、アンガーマネジメント研修と併せて、最新の動向を踏まえ、外部講師による教員が身に付けるべき情報モラルに関する研修を実施する。 ・毎月の「小平市立学校服務に関わるチェックシート」による確認を徹底させる。			
No.24	体験型地域理解研修の実施			指導課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成30年度	教員の資質向上として小平市の教員としての心構えや小平市への理解促進、愛着心の醸成を図る。	新規に採用された教員及び転入した教員	
	【事業概要】 小平市の地域資源を取り入れた「体験型地域理解研修」を実施し、小平市の教員として、小平市への理解促進、愛着心の醸成を図りつつ、教材開発にもつなげていく。			
	【具体的取組内容】 夏季休業中（7月）に、平櫛田中（彫刻家）又は国指定史跡鈴木遺跡についての研修を実施（隔年で交互に実施） 研修内容 鈴木遺跡に因んだ研修（講師：市学芸員）			
	【活動指標】		R2年度	R3年度
研修会の開催（回）		中止	1	1
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 授業への活用に向けた教員の意識向上が図られた。			
今後の 方向	新規採用等の教員が小平市に愛着をもち、教員としての心構えを身に付けられるよう、内容を精査して実施する。また、知識を習得した教員が、授業で生かすとともに、校内研修等で他の教員への周知を図るなど広い活用を目指す。			
No.25	学校における働き方改革			指導課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和元年度	教職員の長時間労働の改善及び業務負担の軽減、学校教育の質の維持向上を図る。	市立学校の教職員	
	【事業概要】 ICTの活用や人員配置などにより、教職員が固有の業務に注力できる環境を整備し、教育の質の維持向上を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 出退勤システムの活用 システムにより教職員の服務管理及び在校等時間の把握を行った。長時間勤務の教職員を管理職が把握し、校務分掌の見直しなど学校経営に活用した。 (2) 医師による面接指導 長時間勤務を行った教職員に面接指導を受けるよう促し、メンタル不調の防止、早期対応につなげた。 (3) スクール・サポート・スタッフ等の配置 一般教職員の業務負担軽減を図るため、授業等の準備を補助するスクール・サポート・スタッフを市内小・中学校全校に配置した。また、専門性が求められる教科について、特別非常勤講師を配置した。 主に事務的な副校長業務の補助を行う副校長補佐を18校に配置し、副校長の業務負担軽減を図った。			
	【活動指標】		R2年度	R3年度
出退勤システム導入校数及びスクール・サポート・スタッフ配置校数（校）		27	27	27

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>(1) 出退勤システムの導入により、教職員の在校時間を把握できるようになり、長時間労働の教職員に対して、管理職から面接指導医による面接指導を勧奨する等、適切な対応をとることができた。</p> <p>(2) スクール・サポート・スタッフを全校に配置したことにより、教員の負担軽減を図ることができた。</p> <p>(3) 副校長補佐の配置により、学校経営に係る副校長固有の業務に注力できるようになった。</p> <p>(4) 特別非常勤講師の配置により、学級担任が学級経営等の固有業務に注力できるようになった。また、専門性を生かした質の高い授業を提供できた。</p>			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、出退勤システムを活用し、長時間労働の教職員の把握を行い、校務分掌の見直しや、面接指導等の適切な対応を行うことで、教職員が心身共に安全、健康で、快適に働ける職場環境の整備を図る。 スクール・サポート・スタッフの全校配置により、教員が教育活動に専念できる環境整備を図る。 副校長補佐の配置により、副校長の負担軽減と学校経営の基盤強化を図る。 必要に応じて外国語活動、体育等の教科・領域に特別非常勤講師を配置し、教員の負担軽減と教育の質の向上を図る。 			
No.26	学校における労働安全衛生体制の整備			指導課
事業の 内容	<p>【開始年度】 平成 26 年度</p>	<p>【目的】 教職員が教育活動に専念するため、心身共に安全で健康に、快適に働くことができる環境を整備する。</p>	<p>【対象】 市立学校の教職員</p>	
	<p>【事業概要】 教職員が心身共に安全で健康に、快適に働き、教育活動に専念するため、学校における労働安全衛生体制を構築・推進する。</p>			
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) 長時間勤務の教職員に対する面接指導の実施 日本医師会認定産業医の資格を有する医師を面接指導医として委嘱し、長時間勤務の教職員に面接指導を実施した。 また、出退勤システムにより把握した長時間勤務の教職員に、管理職から受診の勧奨を行った。 面接指導を受けた教員 13 人</p> <p>(2) メールによる健康相談の実施 メールを使用して任意で受診できる体制を整備した。</p> <p>(3) ストレスチェックの実施 定期健康診断と併せて、心身の疲労度を自己確認するストレスチェックを実施した。</p> <p>(4) 衛生推進者養成講習の受講 対象者 昇任又は他地区等から転入した副校長 受講者 8 人（小学校 4 人、中学校 4 人）</p>			
	<p>【活動指標】 衛生推進者配置校数（校）</p>	R 2 年度 27	R 3 年度 27	R 4 年度 27
事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員が利用しやすいよう、対面による面接指導とメールによる健康相談が可能な体制を整備し、心身の健康保持につなげた。 面接指導の結果を所属長に通知し、これを踏まえた校務分掌の見直しや、担当業務の軽減など、適切な対応が図られた。 全校において衛生推進者を選任し、労働安全衛生の推進体制を整備した。 			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> 面接指導を受けるよう積極的に勧奨を行っていくとともに、メールによる任意の健康相談を引き続き実施し、受診や相談しやすい環境の確保とメンタルヘルス疾患の未然防止を図っていく。 校長及び衛生推進者である副校長に対し、衛生推進者の業務を含めた労働安全衛生全般について継続的に意識啓発を行っていく。 			

7 基本的施策7 学校の経営力向上

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・小・中学校においては、校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、事務職員という組織体系で学校組織が成立しており、そこには校長の強いリーダーシップが求められています。

家庭、地域からの支援を受け、質の高い学校経営を実践するためにも「開かれた学校づくり」を積極的に推進し、保護者、地域の方の参画型授業を実施するなど、学校教育への信頼や理解を得ることが求められています。

・中学校における部活動は、学校教育活動の一環として重要なものです。しかし、教員の長時間労働が大きな問題となっている中、教員の働き方改革を進めるとともに、中学校における部活動の維持及び円滑な推進を図ることが必要です。小平市では、平成30年度に策定した「小平市立学校に係る運動部活動の方針」及び令和元年度に策定した「小平市立学校に係る文化部活動の方針」に基づき、取組を進めていきます。

令和4年度の主な取組

No.27 コミュニティ・スクールの推進

No.28 部活動外部指導員の配置

No.29 部活動指導員の配置

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	コミュニティ・スクール設置校	14	16	18

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.27	コミュニティ・スクールの推進	指導課																																							
事業内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 平成19年度</td> <td>【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。</td> <td>【対象】 市立学校</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【事業概要】 学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの指定を受けることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を既存の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置づけ、学校経営協議会と称している。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【具体的取組内容】 平成19年度以降、順次コミュニティ・スクールの指定を受けており、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。 令和4年度取組開始校 4校（一小、花小金井小、一中、花小金井南中） 《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>六小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>四小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>三小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>八小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>七小、六中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>十四小、学園東小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>十一小、十三小・二中（合同）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>五小、九小、十小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>二小、十二小</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更</td> <td></td> </tr> </table>	【開始年度】 平成19年度	【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	【対象】 市立学校	【事業概要】 学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの指定を受けることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を既存の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置づけ、学校経営協議会と称している。			【具体的取組内容】 平成19年度以降、順次コミュニティ・スクールの指定を受けており、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。 令和4年度取組開始校 4校（一小、花小金井小、一中、花小金井南中） 《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》			平成19年度	六小		平成20年度	四小		平成21年度	三小		平成23年度	八小		平成26年度	七小、六中		平成27年度	十四小、学園東小		令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）		令和2年度	五小、九小、十小		令和3年度	二小、十二小		令和4年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更		
	【開始年度】 平成19年度	【目的】 保護者・地域の意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進する。	【対象】 市立学校																																						
	【事業概要】 学校経営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの指定を受けることで、保護者・地域住民が一定の権限と責任を伴いながら、その意見を学校経営に反映させ、地域に開かれた学校づくりを推進していく。なお、本市においては、法律上の学校運営協議会を既存の学校経営協力者制度の役割・機能を発展的に受け継ぐものと位置づけ、学校経営協議会と称している。																																								
	【具体的取組内容】 平成19年度以降、順次コミュニティ・スクールの指定を受けており、各設置校は学校経営協議会を開催し学校運営の充実を図った。 令和4年度取組開始校 4校（一小、花小金井小、一中、花小金井南中） 《コミュニティ・スクール（学校経営協議会設置校）》																																								
	平成19年度	六小																																							
平成20年度	四小																																								
平成21年度	三小																																								
平成23年度	八小																																								
平成26年度	七小、六中																																								
平成27年度	十四小、学園東小																																								
令和元年度	十一小、十三小・二中（合同）																																								
令和2年度	五小、九小、十小																																								
令和3年度	二小、十二小																																								
令和4年度	十五小、上宿小、十三小、二中 ※十三小と二中は、1校で1協議会設置に変更																																								
	<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】 学校経営協議会設置校数（校）</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> </table>	【活動指標】 学校経営協議会設置校数（校）	R2年度	R3年度	R4年度		14	16	18																																
【活動指標】 学校経営協議会設置校数（校）	R2年度	R3年度	R4年度																																						
	14	16	18																																						

事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・地域の教育力を活用した充実した教育活動を展開することができた。 ・コミュニティ・スクールの取組を学校だより等で発信するよう促し、地域住民や保護者への周知や理解を深めることができた。			
今後の方向	・地域に開かれた学校づくりをさらに推進するため、コミュニティ・スクールのあり方を検討する。 ・新たに学校経営協議会の設置を目指す学校については、小・中連携教育の視点を踏まえ、地域と共に学校経営を展開できるよう、教育委員会として支援を行い、全校設置を目指す。			
No.28	部活動指導員の配置			指導課
事業の内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 部活動の維持及び円滑な推進を図ることを目的とする。	【対象】 市立中学校に在籍する生徒	
	【事業概要】 部活動の維持及び円滑な推進を図るため、顧問あるいは顧問教員の補助として、部活動指導員を配置する。			
	【具体的取組内容】 部活動指導員は、校長の指示に従い、部活動の顧問として、あるいは顧問教員を補助し、教育の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 配置校 中学校8校 配置時間 1校当たり年間640時間を限度とする。(報酬：1時間当たり1,600円) 配置人数 8人			
	【活動指標】 配置校数(校)	R2年度 8	R3年度 8	R4年度 8
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 中学校8校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進を図った。			
今後の方向	部活動地域連携・地域移行に向けた検討を行うとともに、部活動指導員等の外部人材の活用による部活動の充実について、効果検証に取り組んでいく。			
No.29	部活動外部指導員の配置			指導課
事業の内容	【開始年度】 昭和49年度	【目的】 部活動の充実を図り、心身ともに健康で人間性豊かな生徒を育成する。	【対象】 市立中学校に在籍する生徒	
	【事業概要】 部活動の維持及び円滑な推進を図るため、顧問教員の補助として外部指導員を派遣した。			
	【具体的取組内容】 外部指導員は、校長の指示に従い、部活動の顧問教員の監督の下、顧問教員を助け、教育の一つとして計画された部活動に関して必要な技術の指導及び助言を行った。 配置校 中学校8校 配置時間 月10時間を限度とする(謝礼：1時間当たり1,500円) 配置人数 延べ54人			
	【活動指標】 配置校数(校)	R2年度 8	R3年度 8	R4年度 8
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 中学校8校に配置し、部活動の充実及び円滑な推進を図った。			
今後の方向	部活動地域連携・地域移行に向けた検討を行うとともに、外部指導員等の外部人材の活用による部活動の充実について、効果検証に取り組んでいく。			

8 基本的施策8 家庭教育への支援

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・地域教育コーディネーターの協力による体験活動等、保護者や地域が連携した参画型の授業を実施するとともに、保護者に対し、家庭教育に関する情報の提供等、啓発を図っていくことが必要です。
- ・核家族化や地域の間人関係の希薄化に伴い、親子が地域や社会で様々な関わりを持ちながら成長発達していくことが難しくなっています。親の育ちを応援する学びの場や、子育て世代が相互交流を図る機会を提供するなど、家庭教育への支援が求められています。

令和4年度の主な取組

No.30 家庭教育に関する講座の実施

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	公民館子育て支援講座の受講者数	74	230	246

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.30	家庭教育に関する講座の実施	公民館																																					
事業の内容	【開始年度】 昭和63年度	【目的】 子育て中の親への学習支援、孤立の解消、仲間づくりとなる学習の場を提供する。	【対象】 乳幼児、小・中学生の親																																				
	【事業概要】 子育てや家庭教育に関する講座の開設及び自主サークル活動へ移行するための支援・育成を行う。																																						
	【具体的取組内容】 子育て支援を目的として、子育て中の親を対象に、子育ての不安解消や年齢に合わせた子どもとの接し方などの講座を実施。 <子育て支援講座：20コース受講者246人>																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な講座</th> <th>実施館名</th> <th>総講座数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てママパパのマネ育セミナー</td> <td>中央公民館</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>粘土でアイスクリームを作ろう①</td> <td>小川公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>赤ちゃんとママのふれあって笑顔の子育て</td> <td>花小金井北公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>発達障がいってなんだろう？</td> <td>上宿公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>心にゆとりを楽しくアート書道</td> <td>上水南公民館</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>アロマで癒しの子育てを心と体が豊かになる癒しのアロマセラピー</td> <td>小川西町公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>歌って育てる楽しいリトミック①</td> <td>花小金井南公民館</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>つくって楽しいハンドメイド</td> <td>仲町公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>手話ってみましょう</td> <td>津田公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>子どもが野菜料理を好きになるコツ</td> <td>大沼公民館</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>親子で楽しくリトミック①</td> <td>鈴木公民館</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	主な講座	実施館名	総講座数	子育てママパパのマネ育セミナー	中央公民館	3	粘土でアイスクリームを作ろう①	小川公民館	2	赤ちゃんとママのふれあって笑顔の子育て	花小金井北公民館	1	発達障がいってなんだろう？	上宿公民館	2	心にゆとりを楽しくアート書道	上水南公民館	2	アロマで癒しの子育てを心と体が豊かになる癒しのアロマセラピー	小川西町公民館	1	歌って育てる楽しいリトミック①	花小金井南公民館	4	つくって楽しいハンドメイド	仲町公民館	1	手話ってみましょう	津田公民館	1	子どもが野菜料理を好きになるコツ	大沼公民館	1	親子で楽しくリトミック①	鈴木公民館	2	
	主な講座	実施館名	総講座数																																				
	子育てママパパのマネ育セミナー	中央公民館	3																																				
	粘土でアイスクリームを作ろう①	小川公民館	2																																				
	赤ちゃんとママのふれあって笑顔の子育て	花小金井北公民館	1																																				
	発達障がいってなんだろう？	上宿公民館	2																																				
	心にゆとりを楽しくアート書道	上水南公民館	2																																				
アロマで癒しの子育てを心と体が豊かになる癒しのアロマセラピー	小川西町公民館	1																																					
歌って育てる楽しいリトミック①	花小金井南公民館	4																																					
つくって楽しいハンドメイド	仲町公民館	1																																					
手話ってみましょう	津田公民館	1																																					
子どもが野菜料理を好きになるコツ	大沼公民館	1																																					
親子で楽しくリトミック①	鈴木公民館	2																																					
	【活動指標】 講座実施回数(回)	R2年度 32	R3年度 65	R4年度 72																																			
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・各館設置の公民館事業企画委員会が企画し、子育て中の家族への支援の一助になった。 ・子育て中の親同士のコミュニティを広げていく機会を提供することができた。																																						
今後の方向	・家庭教育及び子育て支援の一つとして、子育ての不安解消や子育て世代の仲間づくりにつながる講座を実施していく。 ・保育士等の配置など、子育て中でも受講しやすい環境を整えるほか、親子での参加が可能な講座の実施に努める。																																						

9 基本的施策 9 地域教育の充実

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・ボランティアを活用した授業支援、補習、部活動支援、図書の整理・修理、緑化、パトロール等、学校の学習支援・環境整備支援を推進するために、学校と地域を結ぶ地域教育コーディネーターやボランティアの育成について、継続的な取組が必要です。
- ・子どもたちに、放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学習・スポーツ・文化活動・世代間交流等の機会を提供し、そこでの活動を通して地域の教育力の充実に努めていくことが求められています。
- ・青少年対策地区委員会の活動等を通して、地域全体で子どもを育む風土を醸成し、地域の人々の交流や活力の創出を図ることが求められています。

令和4年度の主な取組

No.31 小平地域教育サポート・ネット事業の推進

No.32 小学校放課後子ども教室の推進

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	地域住民等によるボランティアの活動人数(人)	13,394	13,340	7,113

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.31	小平地域教育サポート・ネット事業の推進	地域学習支援課		
事業の内容	【開始年度】 平成14年度	【目的】 学校を支援する地域住民等のボランティアや、ボランティアと学校を結ぶコーディネーターの育成を図り、地域と学校の連携・協働を推進する。	【対象】 学校を中心とした各地域	
	【事業概要】 地域の教育力の充実に努めるとともに、地域住民等の知識や経験が学校で活用されるよう、ボランティア活動の推進を図る。 また、学校と地域を結ぶコーディネーターの育成を図ることにより、学校・家庭・地域の連携を充実させ、より一層地域に開かれた特色のある教育活動を推進する。			
	【具体的取組内容】 (1) 地域教育コーディネーター世話人の配置 全市立小・中校 (2) 統括コーディネーターの配置 3人 (3) 地域教育コーディネーター研修会の開催 3回 (4) ボランティア養成講座の開催 71回 主な内容：ボランティア入門講座、園芸ボランティア講座、読み聞かせ入門講座、図書修理講座 (5) ボランティア活動の周知・啓発 翌年度の小学校新入学児童の保護者にパンフレットを配布			
	【活動指標】 ボランティア養成講座等実施回数(回)	R2年度	R3年度	R4年度
	42	63	74	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・市立学校全校に地域教育コーディネーター世話人を配置することができた。 ・地域教育コーディネーターへの研修によりスキルアップが図られた。 ・地域教育コーディネーター世話人が企画・運営するボランティア養成講座により、ボランティアの新規人材確保やスキルアップが図られた。			
今後の方向	継続的に地域教育コーディネーターやボランティアを対象とする講座・研修会を開催し、スキルアップを図り、引き続き地域と学校の連携・協働体制の維持・充実に努める。			

No.32	小学校放課後子ども教室の推進		地域学習支援課	
事業の内容	【開始年度】 平成 19 年度	【目的】 地域の力により子どもたちに安全・安心な放課後等の居場所を提供し、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	【対象】 市立小学校区	
	【事業概要】 学校の協力のもと各小学校区において、地域のボランティアにより放課後子ども教室実行委員会を組織し、子どもたちに放課後や休日等の安全・安心な居場所として、学びや体験、世代間交流などの場を提供する。			
	【具体的取組内容】 (1) 放課後子ども教室の実施 伝統文化に親しむ教室、工作等の体験教室、自主学習や英語・理科実験などの学習教室、球技等のスポーツ教室、学校内の花植え活動など (2) 学童クラブ事業との連携 多くの学童クラブ入会児童が登録・参加した。 登録者数 943 人 参加者数 延べ 10,671 人 (3) 見守り・安全管理のサポーターを増員する制度※の活用 活用実績 5 校区 (一小・二小・五小・七小・十二小) ※特別な支援を要する子どもを受け入れる際に活用する制度			
	【活動指標】 実施回数 (回)	R 2 年度 1,301	R 3 年度 1,898	R 4 年度 2,994
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 各小学校区において、地域住民等で組織された実行委員会の創意工夫により、多彩な教室が展開され、地域の力による子どもたちの学びや体験、交流の場の提供が図られている。			
今後の方向	市立小学校全校区での実施を継続し、コーディネーターや教室スタッフを対象とする研修の実施等により、各実行委員会の活動の維持・充実を支援していく。			

10 基本的施策10 教育環境の整備

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・学校施設は小平市の保有する公共施設の約6割を占めており、その多くが昭和40年代から50年代にかけての児童・生徒急増期に整備されたものです。

その結果、経年劣化により老朽化した施設の機能回復を図ることが必要なほか、災害時の防災拠点として備えるべき防災機能の整備も求められています。

上記のことから、現在のニーズに加え、将来の需要をも見据えた計画的な改修が重要となります。

・発達障がいや配慮を要する児童・生徒の在籍人数が増加している現状や、小学校における全学年への35人学級制度の導入のほか、就学人口の急増等により、一部の学校では教室不足が生じる見込みであるため、増築等の計画的な対応が必要となります。

令和4年度の主な取組

- No.33 学校大規模改造工事の実施
- No.34 八小増築工事の実施
- No.35 花小金井小増築工事の実施
- No.36 学校体育館冷暖房設備設置
- No.37 学校トイレ改修
- No.38 学校施設整備のあり方の検討

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	大規模改造工事実施数(校)	2	3	4
②	学校トイレの洋式化の割合(%)	62.2	65.2	67.9

主な取組の内容・実績・今後の方向

事業の内容	No.33 学校大規模改造工事の実施		教育総務課		
	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	平成21年度	経年劣化により低下した機能を回復し、建物の延命を図る等の工事を行う。	市立学校		
	【事業概要】				
	老朽化した建物の機能回復(外壁塗装、屋上防水等)、バリアフリー化(エレベーター、バリアフリースイッチ、スロープの設置等)、防火設備改修(防火シャッター改修、防火区画改修等)、太陽光発電装置設置など、多様な目的の工事を、学校の夏季休業期間を中心に一括して行う。				
	【具体的取組内容】				
三小 校舎屋上防水工事 五小 校舎外壁改修工事 八小 建築基準法適合改修及び増築校舎との接合部分改修 十二小 校舎屋上防水工事、校舎外壁改修工事 [スケジュール]					
		年度	設計	工事	
		平成30年度	—	—	
		令和元年度	八小	五小、十小	
		令和2年度	一小、三小	八小、十小	
		令和3年度	三小、十二小	一小、三小、八小	
		令和4年度	学園東小、四中	三小、五小、八小、十二小	
		令和5年度(予定)	四小	学園東小、四中	
【活動指標】			R2年度	R3年度	R4年度
設計校数(校)			2	2	2

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・建物等の安全性の確保や延命化、機能回復を図り、教育環境の維持・改善を図った。			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・学園東小の校舎外壁改修工事、屋上防水工事を実施（令和5年度） ・四中校舎外壁改修工事、屋上防水工事を実施（令和5年度～令和6年度） ・その他、財政状況を勘案しながら、必要に応じて大規模改造工事を実施していく。 			
No.34	八小増築工事の実施			教育総務課
事業の 内容	【開始年度】 令和3年度	【目的】 児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、リース方式による増築校舎の設計・工事を行う。	【対象】 小平第八小学校	
	【事業概要】 小平第八小学校の将来の児童数の推計によると、通学区域内の人口増加に伴い、令和5年度以降、普通教室が不足することが見込まれていることから、リース方式により増築校舎を建設する。			
	【具体的取組内容】 (1) 建設工事の実施 (2) 工事説明会の開催 開催時期 令和4年6月 対象者 近隣住民及び保護者等			
	【活動指標】 設計・工事	R2年度 /	R3年度 設計	R4年度 工事
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 当初の計画に沿って進め、令和5年3月から供用を開始した。			
今後の 方向	令和15年3月までの賃貸借契約に基づき、事業者と調整しつつ、良好な教育環境を維持する。			
No.35	花小金井小増築工事の実施			教育総務課
事業の 内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 児童数の増加に伴い教室不足を解消するため、増築棟の設計・工事を行う。	【対象】 花小金井小学校	
	【事業概要】 通学区域内の人口推計から、令和7年度以降、普通教室の不足が見込まれているため、増築校舎を建築し、特別教室を移設するとともに、既存校舎の特別教室を普通教室へ改修する。 なお、増築校舎には学童クラブを併設する。			
	【具体的取組内容】 増築校舎に移設する特別教室（準備室含む）4室及び学童クラブ室、その他体育倉庫等の設計を行った。			
	【活動指標】 設計・工事	R2年度 /	R3年度 /	R4年度 設計
事業の 評価	【具体的内容の自己評価】 予定どおり設計が完了した。			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月供用開始に向け、設計・工事を進める。 ・施工者・学校間の連携・調整を図り、工事に伴う振動・騒音等による教育活動への影響を低減させる。 			
No.36	学校体育館冷暖房設備設置工事			教育総務課
事業の 内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 夏季及び冬季での学校体育館使用時における、児童・生徒や教職員等の安全の確保、良好・快適な教育環境の確保を目的とし、全校の体育館に冷暖房設備を設置する。	【対象】 市立学校	
	【事業概要】 市立学校全校の体育館に、冷暖房設備を設置する。			

事業の内容	【具体的取組内容】 小・中学校の体育館への冷暖房設備設置に係る実施設計を行い、本設計に基づき、中学校の工事請負契約を締結した。 令和4年度から令和5年度にかけて中学校の体育館へ冷暖房設備を設置する。																															
	【活動指標】 設計・工事	R2年度	R3年度	R4年度																												
			設計	設計・工事																												
事業の評価	【具体的内容の自己評価】 学校及び関係各課等との綿密な調整により、円滑に設置に向けた取組を進めることができた。																															
今後の方向	・中学校については、順次設置工事を進め、令和5年度中に全校に設置し、供用を開始する。 ・小学校については、工事請負契約を締結し、令和5年度から令和6年度にかけて設置する。																															
No.37	学校トイレ改修			教育総務課																												
事業の内容	【開始年度】 令和元年度	【目的】 児童・生徒の学校生活の環境改善を図るため、洋式化率が低い学校を優先して、トイレ洋式化改修を進める。		【対象】 市立学校のトイレ																												
	【事業概要】 市立学校の和式便器の洋式化改修を行う。																															
	【具体的取組内容】 令和4年度の学校トイレの洋式化改修の内容																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改修対象学校名</th> <th>洋式化便器数</th> <th>改修対象学校名</th> <th>洋式化便器数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一小</td> <td>4器</td> <td>十四小</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>二小</td> <td>2器</td> <td>上宿小</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>六小</td> <td>4器</td> <td>一中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>九小</td> <td>4器</td> <td>二中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>十小</td> <td>4器</td> <td>五中</td> <td>4器</td> </tr> <tr> <td>十一小</td> <td>1器</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				改修対象学校名	洋式化便器数	改修対象学校名	洋式化便器数	一小	4器	十四小	4器	二小	2器	上宿小	4器	六小	4器	一中	4器	九小	4器	二中	4器	十小	4器	五中	4器	十一小	1器		
	改修対象学校名	洋式化便器数	改修対象学校名	洋式化便器数																												
一小	4器	十四小	4器																													
二小	2器	上宿小	4器																													
六小	4器	一中	4器																													
九小	4器	二中	4器																													
十小	4器	五中	4器																													
十一小	1器																															
【活動指標】 工事実施校数（校）	R2年度	R3年度	R4年度																													
	12	11	11																													
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】 トイレ洋式化改修を進めることにより、児童・生徒が安心して快適に使用できるトイレ環境の改善が図られた。																															
今後の方向	引き続き、学校内トイレの洋式化改修を推進する。																															
No.38	学校施設整備のあり方の検討			教育総務課																												
事業の内容	【開始年度】 平成27年度	【目的】 学校施設の更新時期が集中して到来することが予想される中、将来の学校施設のあるべき姿を検討する。		【対象】 市立学校																												
	【事業概要】 公共施設の床面積の6割は学校教育系施設であり、市立小・中学校の多くを昭和40～50年代の人口急増期に一斉に整備してきた。そのため、今後一斉に更新時期を迎える学校施設は、公共施設マネジメントと密接な関係にある。 市が策定した公共施設マネジメント基本方針及び小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、検討を行う。																															

事業の内容	【具体的取組内容】			
	(1) 新しい学校施設の整備に関する課題の整理 関係課と協議を実施 会議開催回数 10回 (2) 劣化診断基礎調査 五中、六中、上水中、花小金井南中で実施 (3) 学校部会の開催 九小、十四小、十五小の更新等の適否を検討し、十四小、十五小の更新等を決定 (4) 十一小基本設計方針策定業務委託及び十三小基本計画策定業務委託 プロポーザル方式による業者選定を実施			
	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度
会議開催回数(回)	9	6	10	
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	関係課と連携・協議のうえ、検討を進めている。			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・十一小及び十三小については、プロポーザルによる最優秀提案者と契約締結し、基本設計方針及び基本計画を策定する。 ・令和7年度までを目標に十四小の基本計画を策定する。 ・更新時期を迎える学校の劣化診断調査及び更新等の適否の判断を実施する。 			

11 基本的施策11 生涯学習の推進

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・公民館は、学習施設としてだけでなく、市民との協働の拠点、地域のコミュニティづくりの拠点としての機能を持ち、新たな取組として地域の人材をつなぐコーディネーターとしての役割を担うことが求められています。
- ・成熟社会における生涯学習のかたちを実現するため、学習活動の成果を他の人や地域に還元することが望まれています。また、行政と連携・協働して取り組む地域の担い手が育つ必要があります。
- ・国内外の文化や国際社会について、新たな発見や気づきとなる場を提供し、将来を見据えた「できること」を考える学びの場の提供が必要です。
- ・公民館は生涯学習の中核施設であり、市内に11館設置しています。中央公民館、小川西町公民館及び花小金井北公民館は、市の公共施設マネジメントの取組の中で他の公共施設と複合化することとしています。これらの動きに合わせて、次の世代の公共施設づくりにおける公民館施設のあり方について検討することが必要です。

令和4年度の主な取組

- No.39 公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築
- No.40 公民館事業企画委員会による講座企画
- No.41 地域と連携したジュニア向け講座の実施
- No.42 地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施
- No.43 公民館施設のあり方の検討

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	公民館主催講座から結成されたサークル数	11	14	17

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.39	公民館主催オンライン講座等の拡充に向けた環境構築	公民館		
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 誰もが生涯を通して学ぶことができる環境づくりを進めるため、オンラインを活用した講座の実施など、時間や場所にとらわれない学びの推進を図る。	【対象】 市民	
	【事業概要】 公民館主催講座等についてオンラインで開催できるよう環境を整備し、定期講座やイベントなどにおいて市民の誰もが参加しやすい事業の推進を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) オンライン環境の整備 仲町公民館にZoomを活用したオンライン講座が実施できる環境を整備 (2) オンラインを活用した定期講座等の実施 ①定期講座等（対面とライブ配信の併用） 仲町公民館「珈琲・紅茶でリフレッシュ」 市民学習奨励学級「がん患者とその家族の目線～私たちの心と緩和ケアの理解～」 ②定期講座（ライブ配信のみ） 上宿公民館「筋膜リリース&筋力UPエクササイズ」等3講座 ③講演会・イベント ア 対面とオンデマンド配信の併用 中央公民館タイムリー講演会「ママ、パパ、先生！ゲームだめだめ言わないで」 イ ライブ配信とオンデマンド配信の併用 中央公民館「友・遊子どもまつり」「みんなでつくる音楽祭 in 小平 2022」			
	【活動指標】 オンラインを活用した講座実施回数（回）	R2年度	R3年度	R4年度
		18	13	

事業の価 事評	【具体的取組内容の自己評価】 ・コロナ禍における公民館事業の継続に一定の成果があったほか、時間や健康上の理由で来館できない方に参加を促すきっかけとなった。 ・公民館運営審議会や事業企画委員会、講師との調整、各種研修への参加などへの活用により、公民館事業の効率化が図られた。			
今後の方 向	・オンラインを活用した講座の実施を推進するなど、市民の誰もが参加しやすい事業の実施に努める。 ・パソコン・スマートフォンの講座の実施等によりデジタルデバイドの解消に取り組んでいく。			
No.40	公民館事業企画委員会による講座企画			公民館
事業の内 容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 26 年度	学習活動を通じて、市民と行政の協働の拠点につながる事業を市民の参加により企画する。	講座全般	
	【事業概要】 公民館を学習施設としてだけではなく、地域のコミュニティづくりの拠点として機能する施設と位置づけ、地域と継続的につながり、地域の意向を適切に反映した公民館運営を行うため、市民が事業の企画に参画する「公民館事業企画委員会」（以下、「事業企画委員会」という。）を各公民館に設置・運営し、翌年度の実施講座を企画する。			
	【具体的取組内容】 地域の社会資源を活用しながら、さらなる異世代交流や地域交流を図るとともに、新たな公民館利用者の獲得を視野に入れた講座の企画を行った。 <事業企画委員会 設置経過等> ・平成 26 年度設置館：鈴木公民館 ・平成 27 年度設置館：小川公民館 ・平成 28 年度設置館：上水南公民館、津田公民館、大沼公民館 ・平成 29 年度設置館：中央公民館、上宿公民館、仲町公民館、花小金井南公民館 花小金井北公民館、小川西町公民館			
	【活動指標】	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
	事業企画委員会の開催回数（回）	50	64	68
事業の価 事評	【具体的取組内容の自己評価】 ・必要に応じてオンラインを活用するなど工夫し、委員の負担軽減も図りながら、令和 5 年度実施講座を企画するという主目的は達成した。 ・事業企画委員会の活動を通して委員同士の交流が図られ、地域のコミュニティづくりや市民との協働の拠点化に向けて前進した。			
今後の方 向	・事業企画委員会を通して、地域のリーダー等、市民と顔の見える関係を築き、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を構築する講座や市民の意向が反映された講座の企画を進める。 ・新たな利用者の獲得を目指す講座の企画に留まらず、その先に続く新たなコミュニティづくりを見据え、サークル化の促進にも努める。			
No.41	地域と連携したジュニア向け講座の実施			公民館
事業の内 容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 28 年度	学校以外での学習の場として、様々な体験から興味、関心を深めるきっかけを提供する。	市内在住・在学の小・中学生	
	【事業概要】 中央公民館において、市内の団体等と連携したジュニア大学を開設するとともに、全館で子どもの興味、関心を深めるきっかけとなる様々な体験講座を開設する。			
	【具体的取組内容】 <ジュニア講座：28 コース受講者 398 人> (1) 中央公民館 市内の団体等と連携しながら子どもたちの交流の機会を提供し、小平の魅力の再発見や小平への愛着を育むきっかけとした。			
	主な講座		総講座数	
	ジュニア大学①		5	

事業の内容	(2) 分館 工作、料理など、様々な分野における体験の場を通じて考える力を養い、自ら探究することの楽しさを知ること、科学や美術、日本文化、職業選択など様々な分野への興味、関心を深める機会を提供した。				
	主な講座		実施館名	館別 総講座数	
	苔玉づくりで植物に親しむ		小川公民館	3	
	たのしく英語であそぼう		花小金井北公民館	1	
	わくわくマジックスクール		上宿公民館	1	
	はじめてのレザークラフト ふくぶくミニポーチを作ろう①		上水南公民館	4	
	(パソコン等講座) 楽しいゲームを作ってみよう		小川西町公民館	1	
	ドローンを飛ばそう		花小金井南公民館	1	
	子どものための陶芸教室①		仲町公民館	3	
	初めてのアコースティックギター		津田公民館	4	
前を見たまま後ろが見える、屈折スコープをつくろう		大沼公民館	3		
みんなで作ろう！迷路板づくり①		鈴木公民館	2		
事業の価	【活動指標】		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
	講座実施回数 (回)		7	49	48
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 グループワークやものづくり等の過程で一緒に協力して取り組むことで、学校を越えた交流につながるとともに、様々な体験から興味、関心を深めるきっかけを提供することができた。				
今後の向	地域の多様な主体と連携を図りながら、様々な体験を通じた地域への興味、関心を深めるきっかけづくりとなる講座を実施し、受講後も継続して公民館を利用してもらえる仕組みづくりに取り組む。				
No.42	地域と連携した講座や地域の資源を活用した講座の実施			公民館	
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】		
	平成 28 年度	公民館を利用するきっかけづくりを提供するとともに、地域課題の解決及び公民館サークルの活用、支援につなげる。	市民		
	【事業概要】 市民が学びあうことを基本に、公民館を気軽に利用するきっかけづくりや地域の課題解決に向けて、地域活動・地域連携をテーマに、地域で活躍している方やサークル活動参加者が講師となり、地域密着型の講座を開設する。				
	【具体的取組内容】 <地域支援講座：21 コース受講者 649 人>				
	主な講座		実施館名	館別 総講座数	
	上下水道の歴史（あゆみ）と現在（いま）		中央公民館	3	
	鉄道と共に発展した小平の近現代史を学ぶ		小川公民館	1	
	苔玉づくり①		花小金井北公民館	3	
	江戸東京野菜 その歴史と育て方や調理方法を学ぶ		上宿公民館	1	
	小平を知ろう～玉川上水に沿って～		上水南公民館	2	
だれでもベランダ活用術～あなたはナニする？～		小川西町公民館	3		
季節の味覚を愉しもう 小平産果物編		仲町公民館	3		
子ども食堂ってどんなところ？		津田公民館	1		
身近な小平の由来を知ろう		大沼公民館	1		
マンスリーミニコンサート		鈴木公民館	3		
事業の内容	【活動指標】		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
	講座実施回数 (回)		29	69	79

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の事業企画委員会で企画された講座が主であり、地域で活躍している方に講師を依頼する等により、学習成果の地域への還元等につながった。 講師と受講者及び受講者同士の交流により、新たな公民館利用者の獲得や地域課題解決に向けた活動の活性化が図られた。 			
今後の 方向	<ul style="list-style-type: none"> 市民が学びあうことを基本に、地域で活動する市民の人材育成や団体の活性化等の視点を踏まえ、地域と連携・協力を図りながら、地域における様々な課題の解決や、より豊かな地域のコミュニティづくりにつなげるための講座を実施する。 小平の文化、土地柄等、市内のあらゆる魅力ある資源も活用し、地域への愛着を持ってもらうきっかけづくりとなる場を提供する。 			
No.43	公民館施設のあり方の検討			公民館
事業の 内容	<p>【開始年度】 平成29年度</p>	<p>【目的】 関係部署と連携し、中央公民館・小川西町公民館・花小金井北公民館更新のために、基本設計、管理運営方法の検討を進める。</p>	<p>【対象】 市民</p>	
	<p>【事業概要】</p> <p>令和元年12月に作成された「中央公民館及び健康福祉事務センター及び福祉会館の更新等に関する基本計画」「小川駅西口地区市街地再開発事業公共床等の整備基本計画」並びに「小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画」を踏まえ、関係部署と連携しながら基本設計、管理運営方法の検討を行う。</p>			
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>公共施設マネジメント課を中心に、関係部署と連携し、市民への周知並びに意見集約、事業への反映を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小川：具体的な運営方法について関係部署とともに調整・検討を行った。 中央：設計条件等について、関係部署と調整を行った。 			
	<p>【活動指標】 ※設定なし</p>	R2年度	R3年度	R4年度
事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>公共施設マネジメント課を中心に、市民等への周知を図るとともに、市民意見の集約、反映を行った。</p> <p>小川：オープンハウス（1月27日・28日）を開催。延べ77人参加。 中央：オープンハウス（7月29日・30日）を開催。延べ109人参加。 利用者・利用団体ヒアリング（10月5日・14日・19日・26日）を実施。延べ60人参加。</p> <p>十一小：公共施設マネジメント課を中心に関係部署と連携を図りながら、「小平第十一小学校等複合施設整備事業」基本設計方針策定業務委託について、公募型プロポーザル方式による業者選定を行った。</p>			
今後の 方向	<p>公共施設マネジメント課及び関係部署と連携を図り、今後の進め方や手法を調整し、市民参加等を行いながら、管理運営方法、設計業務等を並行して検討する。</p>			

12 基本的施策12 図書館の充実

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・地域課題が複雑化・多様化している中、図書館には地域の情報拠点としての役割を果たすためのサービスが求められています。そのためには、資料の充実やデジタル化による情報発信、レファレンスサービス等により利用者が求めている資料・情報を的確に提供できる取組が必要です。

また、「なかまちテラス」は、公民館・図書館の複合施設として、生涯学習の振興と地域の活性化に資することが求められています。

・子どもの読書活動を推進するには、より早い時期から読書に親しむ環境を整える必要があります。また、中学生・高校生に対して、読書への関心を高める取組が必要です。

・学校図書館のさらなる活性化を支援していくため、学校との連携の強化が求められています。

・小平市公文書等の管理に関する条例の制定により、歴史公文書を将来にわたって確実に保存するとともに、市民共有の知的資源として市民が主体的に利用できるようにすることが必要です。

・小川西町図書館は、小川駅西口公共施設への移転が予定されています。他の公共施設等との複合化による相乗効果や機能の向上について検討を進める必要があります。

令和4年度の主な取組

No.44 小川家文書補修

No.45 特定歴史公文書の収集・整理・保存

No.46 なかまちテラスティーンズ委員会の開催

No.47 ブックスタートの実施

No.48 学校図書館への支援

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	図書館資料貸出者数(人)	415,984	506,218	524,383
②	図書館資料貸出冊数(点)	1,144,296	1,350,808	1,392,544
③	0歳から18歳までの貸出冊数(点)	187,131	231,716	303,463

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.44	小川家文書補修	図書館		
事業の内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 市史に係る重要な資料について、将来にわたって保存・利用ができるようにする。	【対象】 市民	
	【事業概要】 東京都文化財保存事業として、東京都指定有形文化財(古文書)に指定されている小川家文書約1万点のうち、42点(890枚)を補修する。			
	【具体的取組内容】 (1) 検討会の開催 専門家、委託業者、東京都、小平市の4者による検討会を設置し、作業上の疑義について検討を行った。 開催回数 2回 (2) 補修 専門家による指導により、リーフキャスト法※による補修を行うことを決定し、業務委託により補修作業を実施した。 ※リーフキャスト法：水に拡散させた紙繊維を資料の欠損部に流し込み、資料の下方から強制吸引することで欠損部に紙繊維を集め、補填する方法			
	【活動指標】 古文書の補修枚数(枚)	R2年度	R3年度	R4年度
			890	

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・補修により長期保存に耐えうる強度を確保し、市民の情報資産の保全が図られた。 ・紙の洗浄により、文字がより鮮明となった。			
今後の 方向	小川家文書の継続補修について、令和6年度以降の実施を検討する。			
No.45	特定歴史公文書の収集・整理・保存			図書館
事業の 内容	【開始年度】 令和4年度	【目的】 教育委員会（中央図書館）において特定歴史公文書を将来にわたって適切に保存するとともに、市民等の自主的な利用に供する。	【対象】 特定歴史公文書	
	【事業概要】 実施機関※が作成又は取得した公文書で歴史的に価値のあるものについて、保存期間満了後、教育委員会に移管されたものを中央図書館で適切に保存し、市民等の利用に供する。 ※実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会			
	【具体的取組内容】 (1) 利用制度の整備 特定歴史公文書を市民等の利用に供するため、保存、利用等に係る規則を制定 施行日 令和4年10月1日 (2) 特定歴史公文書の保存 実施機関から移管された特定歴史公文書について、劣化防止のため、中性紙製文書保存箱に保存 (3) 特定歴史公文書目録の作成 昭和37年度以前に作成・取得した公文書目録を作成し、中央図書館に設置するとともに市ホームページに掲載			
	【活動指標】 特定歴史公文書目録掲載ファイル数	R2年度	R3年度	R4年度
				149
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 目録整備や保存性の確保などにより、現在のみならず将来の市民等も歴史的に価値のある市政情報について閲覧等の利用が可能となった。			
今後の 方向	今後、昭和38年度以降に作成・取得した特定歴史公文書の利用が可能となるよう目録の整備等を行う。			
No.46	なかまちテラスティーンズ委員会の開催			図書館
事業の 内容	【開始年度】 平成30年度	【目的】 10代の読書活動の推進を図る。	【対象】 市内在住・在学の中学生・高校生	
	【事業概要】 市内在住又は在学の中学生・高校生を対象とし、なかまちテラスティーンズ委員会の活動を通して、読書をする事の意義や楽しさを学び、お互いに本を薦め合うような読書環境の推進を図る。			
	【具体的取組内容】 (1) 会議の開催 会議開催回数 6回（6月～2月） (2) なかまちテラスティーンズ委員会大賞の決定 ①選考経過 第1回委員会 委員によるおすすめ本の意見交換 第2回委員会 大賞候補4作品を決定 第3回・第4回委員会 委員による話し合いで大賞（2作品）を決定 大賞作品 「海を見た日」、「JK、インドで常識ぶっ壊される」 第5回委員会 大賞作品のPOPを作成し、仲町図書館にて展示 ②大賞作品の訳者及び著者より、なかまちテラスティーンズ委員会にメッセージを受領			
	【活動指標】 なかまちテラスティーンズ委員会の開催回数（回）	R2年度	R3年度	R4年度
		2	6	6

事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・対面での会議により、委員同士の交流の場を提供できた。 ・同じ志を持つ生徒が集まる場を設けることで読書活動の推進に努めた。 ・大賞の選考に向けた意見交換を通じて、委員同士が様々な考えに触れることで、作品へのより深い理解を促すことができた。			
今後の 方向	・事業名称を「ティーンズ委員会」に変更し、全市的な取組とする。 ・ティーンズ委員会の一層の周知を図るとともに、多様な参加者による交流の機会を提供していく。 ・読書に親しみのない中高生も取り込んでいけるような活動を検討し、青少年の読書活動の推進を図る。			
No.47	ブックスタートの実施			図書館
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 29 年度	乳児と保護者が、絵本を通じて心触れ合う楽しい時間を持つきっかけをつくり、良好な子育て環境整備を支援する。	市内在住の乳児とその保護者	
	【事業概要】 3～4か月児健康診査時に、ボランティアの協力のもと絵本の読み聞かせ体験を行い、図書館案内や絵本リスト等を紹介したうえで絵本を手渡すことで、親子が触れ合うきっかけをつくとともに将来にわたり本と親しむ環境を整備する。			
	【具体的取組内容】 (1) 絵本の配付 月2回の3～4か月児健康診査受診時に、図書館案内や絵本リスト等、及び絵本をセットにして手渡した。受診しなかった方へは自宅へ郵送した。 絵本配付冊数 1,304冊 (2) ボランティア特別研修会の実施 テーマ「本のある子育てを支える一わらべうた・絵本・読み聞かせ」 内容 絵本を読めるようになる前の幼少期の子どもたちとの接し方や、読み聞かせの意義などについての講演 開催回数 1回			
	【活動指標】	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
	ブックスタート実施日数（日）	22	24	24
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティアによる読み聞かせは実施できなかったが、絵本の配付により親子が触れ合うきっかけを提供することができた。 ・特別研修会で他自治体の実施方法を聞き、今後の参考にすることができた。 また、研修により、ボランティアのモチベーションの維持につなげることができた。			
今後の 方向	研修を通してボランティアの活動意欲の向上及び事業の質の確保を図る。			
No.48	学校図書館への支援			図書館
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成 18 年度	学校図書館の効果的な利用を図る	学校図書館	
	【事業概要】 学校図書館の運営支援及び機能充実のため、学校図書館相談員の巡回及び相談業務、学校図書館協力員の市内全小・中学校への配置及び市立小・中学校への調べ学習用図書の貸出しを行う。			
【具体的取組内容】 (1) 学校図書館相談員の配置 仲町図書館に配置した2人が、小・中学校を巡回し、相談業務を行った。 主な相談内容 学校図書館システムの操作、同システムを使用した蔵書点検の支援、購入図書の選書、学校でのブックトーク など (2) 学校図書館協力員※の配置 各校に1人ずつの学校図書館協力員を配置。司書教諭や図書担当教諭の指示のもと、児童・生徒たちの学校図書館の利用支援や整備等を行い、学校図書館運営を支援した。 ※令和5年度以降、「学校司書」に名称変更				

事業の内容	<p>(3) 学校図書館協力員への研修 授業支援に関する様々な実践方法の習得など、技能向上のため、講義及びワークショップによる研修を実施 内容 学校図書館システムや授業支援の実践方法 など 開催回数 6回（新人研修1回を含む）</p> <p>(4) 調べ学習用図書の貸出し 調べ学習用図書の特別団体貸出を毎週火曜日に実施 貸出実績 小学校 18校 延べ 323回 中学校 6校 延べ 20回 貸出冊数 30,602冊</p>			
	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度
	配送便の配送回数（回）	379	394	343
事業の評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館協力員の配置により、各校の学校図書館が整備され、児童・生徒の読書活動がより活性化している。 ・調べ学習用図書の貸出が定着してきており、教科学習への支援も進んでいる。 ・研修により、学校図書館協力員の技能向上に努めた。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館の運営支援や機能のさらなる充実のため、学校司書と学校図書館相談員、図書館との情報共有に努めるとともに研修の充実を図る。 ・学校図書館におけるアプリの活用など、学習者用端末を活用した学びの支援に向けた研究を行う。 			

13 基本的施策13 生涯スポーツの推進

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和3年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

- ・市民のスポーツニーズが多様化していることから、「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」(平成29年3月策定)に基づき、小平市体育協会をはじめとした市民スポーツ団体やスポーツ推進委員等のスポーツ指導者との連携・協働体制を充実させ、多世代の生活環境に応じたスポーツ機会の充実や施設の提供、誰もが楽しめるユニバーサルスポーツの推進が求められています。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機とし、地域に根差したスポーツ活動団体、関係機関、大学、地元企業等と連携し、スポーツの振興や市民のスポーツ活動を支える人材の確保・育成が求められています。

令和4年度の主な取組

- No.49 スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施(市長部局)
- No.50 (仮称)小平市文化スポーツ推進計画の策定(市長部局)
- No.51 FC東京と連携した「(仮称)みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク」の開催(市長部局)

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	スポーツボランティアの登録者数(人)	106	115	118
②	スポーツ事業参加者総数(人)	1,716	4,053	6,765

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.49	スポーツボランティアの発掘・育成事業の実施(市長部局)	文化スポーツ課	
事業の内容	【開始年度】 平成15年度	【目的】 スポーツボランティアを発掘・育成し、市内で活動するスポーツ団体やスポーツイベントに派遣し、指導・助言をすることで地域のスポーツ振興に寄与する。	【対象】 市内で活動するスポーツ団体やスポーツイベント
	【事業概要】 小平市スポーツボランティア登録・派遣制度に基づき、市内のスポーツイベントに積極的に参加し、イベントの運営補助や指導を行う。 また、新たな人材の発掘とスポーツボランティアのスキルアップ及び相互交流を図るため、スポーツボランティアに関する研修会や講演会を実施する。		
	【具体的取組内容】 (1) 市内の各種スポーツイベントへの参加(受付・会場整理、参加者案内等) <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツデー ・みんなでまちをきれいにする 青赤クリーンウォーク ・市民スポーツまつり ・こだいらボッチャ大会 ・少年少女マラソン大会 (2) 研修会の実施(スポーツボランティア研修会) 小平市サッカー協会と連携し、ウォーキングフットボール研修会を実施		
	【活動指標】 事業参加数(人)	R2年度	R3年度
	13	43	87
事業の価	【具体的取組内容の自己評価】 ・新型コロナウイルス感染症の影響によるスポーツイベントの中止はなく、スポーツボランティアの活躍の場を十分に確保することができた。 ・研修会により、スポーツボランティアに新たなスポーツの知識を習得させ、活動機会の増加に繋げることができた。		
今後の方向	・市や(一社)小平市体育協会が主催するスポーツイベントにおけるスポーツボランティアの活動の場を確保していく。活動の機会を多く設け、活躍してもらうことでモチベーションを高めるとともに、地域でのボランティア活動に積極的に参加する人材の育成を行う。 ・スポーツボランティア研修会によるスキルアップと意識の向上を図っていく。		

No.50	(仮称)小平市文化スポーツ推進計画の策定(市長部局)	文化スポーツ課															
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 令和4年度</td> <td>【目的】 小平市第四次長期総合計画における「基本目標Ⅰひとづくり」に位置づけられている文化芸術及びスポーツ分野の一体的・計画的な推進を図る。</td> <td>【対象】 市民</td> </tr> </table>	【開始年度】 令和4年度	【目的】 小平市第四次長期総合計画における「基本目標Ⅰひとづくり」に位置づけられている文化芸術及びスポーツ分野の一体的・計画的な推進を図る。	【対象】 市民													
	【開始年度】 令和4年度	【目的】 小平市第四次長期総合計画における「基本目標Ⅰひとづくり」に位置づけられている文化芸術及びスポーツ分野の一体的・計画的な推進を図る。	【対象】 市民														
	<p>【事業概要】</p> <p>文化芸術及びスポーツ分野のそれぞれの方針について、ともに対象期間が終了することから、これまでの各々の方針による取組を継承しつつ、「ひとづくり」を一体的・計画的に推進していくため、両分野を統合した新たな計画を策定する。</p>																
	<p>【具体的取組内容】</p> <p>(1) 小平市文化スポーツ推進計画検討委員会の開催 文化芸術又はスポーツに識見を有する者、関係団体の代表者及び公募市民で構成する小平市文化スポーツ推進計画検討委員会を設置し、計画案の検討を行った。 開催回数 4回</p> <p>(2) 市民からの意見・要望の収集 (1)への公募市民の参加のほか、意識調査を行うとともに、計画の素案に対する市民意見公募手続を行い、広く市民の意見等を収集した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">意識調査</td> <td>市民意見公募手続</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>18歳以上の市民</td> <td>市立小学校の5年生 市立中学校の第2学年 ※各1校を抽出</td> <td>市民・関係団体等</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>令和4年7月</td> <td>令和4年10月</td> <td>令和4年11月21日～ 12月20日</td> </tr> <tr> <td>回答・提出件数</td> <td>631件</td> <td>278件</td> <td>10件</td> </tr> </table> <p>(3) 小平市文化スポーツ推進計画検討調整会議の開催 関係部局の連携を図るための庁内検討体制を整備し、計画案等の検討を行った。 開催回数 4回</p>		意識調査		市民意見公募手続	対象者	18歳以上の市民	市立小学校の5年生 市立中学校の第2学年 ※各1校を抽出	市民・関係団体等	実施期間	令和4年7月	令和4年10月	令和4年11月21日～ 12月20日	回答・提出件数	631件	278件	10件
		意識調査		市民意見公募手続													
対象者	18歳以上の市民	市立小学校の5年生 市立中学校の第2学年 ※各1校を抽出	市民・関係団体等														
実施期間	令和4年7月	令和4年10月	令和4年11月21日～ 12月20日														
回答・提出件数	631件	278件	10件														
<table border="1"> <tr> <td>【活動指標】</td> <td>R2年度</td> <td>R3年度</td> <td>R4年度</td> </tr> <tr> <td>小平市文化スポーツ推進計画検討委員会の開催数</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> </table>	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度	小平市文化スポーツ推進計画検討委員会の開催数			4									
【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度														
小平市文化スポーツ推進計画検討委員会の開催数			4														
<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>有識者、文化芸術又はスポーツに関係する各団体の代表者及び公募市民による検討委員会を設置して検討を行うとともに、意識調査や市民意見公募手続により市民の意見等を収集したことにより、市民ニーズを反映した新たな計画を策定することができた。</p>																	
<p>【今後の向】</p> <p>計画に基づく施策の推進により、市民が年齢・性別・国籍の違い・障がいの有無などに関わらず、大人から子どもまで誰もが気軽に文化芸術やスポーツに親しむことができ、それらをきっかけとした交流やにぎわいによる新たな価値の創出を目指す。</p>																	
No.51	FC東京と連携した「(仮称)みんなでまちをきれいにする青赤クリーンウォーク」の開催(市長部局)	文化スポーツ課															
事業の内容	<table border="1"> <tr> <td>【開始年度】 令和4年度</td> <td>【目的】 市民の健康増進や環境美化意識の啓発に寄与する。</td> <td>【対象】 市民</td> </tr> </table>	【開始年度】 令和4年度	【目的】 市民の健康増進や環境美化意識の啓発に寄与する。	【対象】 市民													
	【開始年度】 令和4年度	【目的】 市民の健康増進や環境美化意識の啓発に寄与する。	【対象】 市民														
	<p>【事業概要】</p> <p>小平市をホームタウンの1つとして活動するサッカーJリーグFC東京と連携し、小平のまちを歩きながらごみ拾いをする。</p>																
<p>【具体的取組内容】</p> <p>小平市内を4つの地域に分け、FC東京クラブコミュニケーターの石川直宏氏、FC東京スカウトで小平市観光まちづくり大使の吉本一謙氏とともに、たけのこ公園を目指して歩きながら周辺のごみ拾いを行った。 たけのこ公園において閉会式を行い、拾ったごみの重量を発表するとともに石川氏、吉本氏から講評をいただき、環境美化活動の意識啓発を図った。 併せて、FC東京のチームカラーである青、赤に塗装したごみ拾いトングやオリジナルの記念品を用意することで、市とFC東京が連携したホームタウン活動の市内外への周知を図った。 出発地点 ①ガスミュージアム ②鈴木遺跡資料館 ③小平駅 ④花小金井駅 参加者 93人</p>																	

事業の内容	【活動指標】	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
		事業参加数(人)		
事業の 評価	【具体的取組内容の自己評価】 ごみ拾いウォーキングは年齢や体力に関わらず誰でも取り組めるものであり、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が参加し交流する機会を創出することができた。 普段生活しているまちにも多くのごみが落ちていることを再認識し、身近な環境美化の意識が高まった。 また、F C 東京と連携することで事業への興味関心が高まり、これまで市の事業に参加したことのない方の参加を得るなどの成果があった。 事業の終了後にケーブルテレビや雑誌で紹介され、市とF C 東京が連携したホームタウン活動の周知につながった。			
今後の 方向	本事業は市制施行 60 周年を記念して計画された単年度事業であったが、本事業による成果や知見を他の事業の実施に生かしていく。			

14 基本的施策14 郷土愛と後継者の育成

令和4年度に向けての課題

(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)

・平櫛田中彫刻美術館では、平櫛田中と美術館を小平市の小・中学生の間に広く周知していくことが大きな課題となっています。気軽に田中の芸術と生涯に対する理解を深め、ひいては郷土への愛着を高めるような取組を行い、郷土に愛情を寄せるようにしていくとともに、田中芸術のさらなる普及、親しまれる美術館を目指し、美術館の活性化を図ることが求められています。

・鈴木遺跡は、旧石器時代遺跡として都内の遺跡の中でも特に広大な面積を持ち、出土する旧石器の種類が多様で、包蔵量も豊富であり、石器の変遷を旧石器時代最古の段階から縄文時代初頭まで連続して示すなど、国内外で高い学術的価値が認められ、平成24年3月に東京都指定史跡に、令和3年3月に国指定史跡となりました。

今後は、鈴木遺跡のより有効な保存活用を図る必要があります。

・小平市の歴史及び伝統文化の証拠である市内の指定文化財について、適切に維持管理していくためには、所有者・管理者の協力が不可欠です。特に、経年劣化等による修繕を行うにあたっては、伝統的工法による原状回復が必要であり、所有者・管理者は文化財の保存知識に加え大きな財政的負担も求められることから、専門的知見に基づく市からの助言や財政的支援を図る必要があります。

令和4年度の主な取組

No.52 平櫛田中彫刻美術館の活性化（市長部局）

No.53 国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局）

No.54 海岸寺山門の修繕（市長部局）

成果指標

	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①	平櫛田中彫刻美術館の来場者数（人）	5,236	5,811	11,255
②	鈴木遺跡関連施設・イベント等参加者数（人）	1,597	2,779	3,001

主な取組の内容・実績・今後の方向

No.52	平櫛田中彫刻美術館の活性化（市長部局）	文化スポーツ課		
事業の内容	【開始年度】 昭和59年度	【目的】 美術館を維持管理し、作品及び施設を保全公開することにより、市民の文化発展に寄与する。	【対象】 平櫛田中彫刻美術館	
	【事業概要】 美術館の魅力の向上と活性化を図り、平櫛田中の芸術と人間性をより広くアピールするため、企画展示や各種のイベントの実施、情報発信の充実、建物の保全を図る。			
	【具体的取組内容】			
	(1) 作品展示 ・平櫛田中に関連するテーマで企画展示と特別展を開催 開催回数 3回 ・平櫛田中に関係する作品、写真、書簡等の資料整理 (2) 教育普及、文化振興、多文化共生 ・「わくわく体験美術館ウィーク」の実施 期間中の小・中学生の観覧料を無料とし、田中の生涯を描いた漫画を配布 開催回数 3回 ・市民及び市内団体との協働による様々なイベント開催 小平市文化振興財団共催「出前コンサート」、武蔵野美術大学協力「でんちゅうストラット」、でんちゅう弁当を楽しむ会、桜草展示、庭園公開 (3) 情報発信、広報等 ・東京の美術館・博物館共通入館券「ぐるっとパス2022」に参加 (4) 建物の保全 ・記念館（平櫛田中の旧宅）が「東京都選定歴史的建造物」に選定された。			
	【活動指標】 開館日数（日）	R2年度 249	R3年度 269	R4年度 298

事業の価 評	【具体的取組内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・小平市制 60 周年と田中生誕 150 年を記念した特別展の開催により、発信力が強まり、様々な年代や地域からの来館者が増加した。 ・作品修繕のため、特別展期間中にクラウドファンディングを実施し、目標額を大きく超える金額を集めることができた。なお、令和 5 年 2 月 15 日に修繕を終えた作品を展示した。 ・企画展示及び各種のイベント開催により、地域の文化活動との連携が緊密となり、来館者層の拡大等、今後の美術館の活性化につなげることができた。 ・記念館（平櫛田中の旧宅）が、景観に優れ、歴史的な価値を有するとの評価を得たことで、新たな面での P R を行うことができた。 			
今後の向 方	<ul style="list-style-type: none"> ・記念館の長寿命化を検討する。 ・東京都選定歴史的建造物であることを活用した P R により、建物への興味関心を喚起し、保全に向けた意識の醸成を図る。 			
No.53	国指定史跡鈴木遺跡における保存活用の推進（市長部局）			文化スポーツ課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和 3 年度	鈴木遺跡の国指定史跡化を推進して、その保存・活用を図るとともに、市民の文化財に対する関心や愛着を高める。	鈴木遺跡及び市民	
	【事業概要】			
	国史跡鈴木遺跡の保存活用を行う。			
	【具体的取組内容】			
(1) 国史跡鈴木遺跡保存活用計画の策定 国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会 開催回数 3 回 令和 5 年 3 月策定・発行 (2) 鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の実施 用地擁壁の健全度点検や用地内での盛土造成範囲の検討などの予備設計調査を実施 (3) 鈴木遺跡整備事業オープンハウスパネル展の実施 整備事業の進捗状況の周知を図った。 開催時期 令和 5 年 2 月 12 日～2 月 18 日 来場者 36 人				
【活動指標】		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
国史跡鈴木遺跡保存活用計画検討委員会・講座・展示・ウォークイベント・体験講座等開催回数（回）			4	4
事業の価 評	【具体的取組内容の自己評価】			
<ul style="list-style-type: none"> ・鈴木遺跡保存管理等用地の整備事業の基礎データとして、土台となる擁壁の健全性の確認、盛土造成の可能な範囲が明らかとなった。 ・オープンハウスパネル展において、学芸員が見学者に直接説明することで、鈴木遺跡保存管理等用地整備事業の進捗状況についての理解促進が図られた。 				
今後の向 方	<ul style="list-style-type: none"> ・国史跡鈴木遺跡史跡整備基本計画を策定し、鈴木遺跡保存管理等用地の史跡整備設計・整備工事を行い、用地の一般開放を行う。 ・鈴木遺跡保存管理等用地の整備に係る予備設計調査を行い、土木設計上必要な情報や史跡の埋蔵状況の把握を行う。 ・事業の進捗状況を適宜市民に周知し、円滑な事業実施及び一般開放に繋げていく。 			
No.54	海岸寺山門の修繕（市長部局）			文化スポーツ課
事業の 内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	令和 3 年度	小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の劣化した茅葺屋根の適切な修繕	小平市指定有形文化財「海岸寺山門」	
	【事業概要】			
	小平市指定有形文化財「海岸寺山門」の茅葺屋根について、平成 21 年の葺き替え後 11 年が経過し、表面の劣化や屋根を支える構造材に亀裂が入るなど、腐朽が進行している。そのため、山門の古建築学的な調査を行い、山門を後世に継承するための適切な修繕方法を検討し、提案する。提案に基づき、山門所有者である海岸寺が山門屋根修繕を行う。なお、所有者から要望があれば修繕工事に対し補助を行う。			
	【具体的取組内容】			
令和 3 年度から 2 か年計画で山門の古建築学調査を実施した。				
【活動指標】		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
調査・補助の実施			1	1

事業の 評価	<p>【具体的取組内容の自己評価】</p> <p>山門の古建築学調査を実施し、山門屋根の望ましい修繕方法をまとめることができた。</p>
今後の 方向	<p>所有者に対し、古建築学調査に基づく理想・簡易・応急の3案の修繕方法を提示し、修繕の実施に係る判断を促す。</p> <p>所有者が山門茅葺屋根修繕工事を実施するにあたり、修理費用への補助の要望が提出された場合は、予算の範囲内で補助金を交付する。（小平市文化財保護条例・小平市文化財管理等経費補助金要綱）</p>

15 基本的施策15 多様な主体との連携と施設のあり方の検討

令和4年度に向けての課題				
(「小平市教育振興基本計画の令和4年度基本的な方向及び主な取組」より抜粋)				
・旧学校給食センターの老朽化に伴い、安全でおいしい給食を安定的に提供するため、PFI手法による施設の更新を行います。				
令和4年度の主な取組				
No.55 学校給食センターの建替え				
成果指標				
	成果指標	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	※設定なし			
主な取組の内容・実績・今後の方向				
No.55	学校給食センターの建替え			学務課
事業の内容	【開始年度】	【目的】	【対象】	
	平成26年度	安全・安心な給食を安定して提供するため学校給食センターの施設更新を行う。	学校給食センター	
	【事業概要】			
	昭和57年に設置してから目標耐用年数の25年を過ぎ、老朽化が進む学校給食センターについて衛生管理の徹底、アレルギー対応等の課題に対応するため施設更新を行う。			
事業の内容	【具体的取組内容】			
	「小平市立学校給食センターの建替えに向けた基本的な方向性」に基づき、PFI手法により施設を更新した。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 事業契約締結 ・令和3年4月 旧学校給食センター解体工事着手、代替給食の提供開始 ・令和3年11月 新学校給食センター建設工事開始 ・令和4年11月 建設工事完了 ・令和5年2月 新学校給食センターからの給食提供開始 			
事業の内容	【活動指標】	R2年度	R3年度	R4年度
	※設定なし			
事業の評価	【具体的取組内容の自己評価】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・予定通り令和5年2月から給食提供を開始することができた。手作りにこだわった温かい給食として、中学校生徒及び教職員から高評価を得ている。 ・建替え期間中の弁当給食の提供について、受託者との綿密な調整及び定期的な工場視察により、安全かつ円滑な弁当給食の調理・配送を行うことができた。 			
今後の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度開始予定のアレルギー対応食の提供に向けたマニュアルの整備や保護者への周知を進める。 ・衛生管理を徹底し、安定的な施設運用を図る。 			

16 その他事業（基本的施策に該当しないもの）

主な取組の内容・実績・今後の方向				
事業の内容	No.56 (仮称) 第二次小平市教育振興基本計画策定		教育総務課	
	【開始年度】 令和3年度	【目的】 新たな教育課題を踏まえ、小平市の教育が今後目指すべき方向性と、その実現のための施策を明示し、これらを総合的・体系的に推進する計画を策定することにより、教育の振興を図る。	【対象】 市教育施策	
	【事業概要】 現行計画の計画期間が令和4年度で終了するため、新たに令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とする(仮称)第二次小平市教育振興基本計画の策定を行う。			
	【具体的取組内容】 (1) 第二次小平市教育振興基本計画検討委員会による検討 学識経験者、教育機関及び関係団体の代表者、公募市民などを構成員とする検討委員会を設置し、新たな計画案策定に向けた検討を行った。 (2) 市民意見公募 計画素案について、市民意見公募手続を実施 実施期間 令和4年10月24日～11月23日 提出意見 12件 (3) 計画策定 令和5年2月(教育委員会2月定例会にて議決) (4) 市民等への周知 計画書作成 計画書400部・概要版1,000部 配布先 学校、庁内関係課、関係機関等 その他 市立図書館への配架、市ホームページでの公開			
事業の価	【活動指標】 第二次小平市教育振興基本計画検討委員会の開催回数(回)	R2年度	R3年度 2	R4年度 3
	【具体的取組内容の自己評価】 検討委員会における活発な意見交換や市民意見公募手続などにより、市民意見を取り入れつつ、次代の教育を実現するための新たな教育ビジョンとなる計画を策定することができた。 《目指す人間像》 社会的に自立し、地域・社会に貢献しながら、他者と共生する人 《計画の基本理念》 学び・体験を通じて お互いに認め合い 励まし合い 共に生きるまち小平 《教育の目標》 目標1 自分を認め 他者を認め 一人ひとりの子どもの良さや可能性を最大限に引き出します【自立】 目標2 学校・家庭・地域がつながり 持続可能な教育環境をつくります【共生】 目標3 一生涯にわたって学び受け継がれる小平の教育の好循環をつくります【貢献】			
今後の方向	・毎年度策定する年次計画に基づき、12の基本的施策ごとに様々な事業を実施し、PDCAサイクルによる点検・評価を行いつつ、目指す人間像の実現に取り組む。 ・社会状況の変化などに応じ、適宜、計画内容や目標値の見直しを行い、教育の振興を図る。			

IV 学識経験者からの意見

元国立音楽大学教授、東京女子体育大学教職アドバイザー

新藤 久典

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき作成された「小平市教育委員会の点検及び評価－令和4年度分－報告書」をつぶさに拝見しました。年次計画に掲げられた55事業が、15の基本的施策ごとに整理され、各基本的施策は、「令和4年度に向けての課題」によって、小平市が目指す施策の方向性が明確に示され、更に過去3年間の「成果指標」が数値化・可視化され、各取組の進展が経年変化で見ることができるよう工夫されています。このことにより、施策の意義と価値に対する市民の理解を助け、協力を得られやすくする点で大いに評価できます。

このように、本報告書を読むと、最終年度を迎えた教育振興基本計画に掲げる目標が着実に実施され、大きな成果を上げたことを見て取ることができます。と、同時に、新型コロナウイルス感染症の影響等により、様々な分野等において、新たに浮き彫りになった諸課題の存在も明確になりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延が食い止められ、医療等の発展によって十分対処が可能な感染症であることが明らかになり、年度末には、様々な規制が緩和され、感染症第5類への移行が決定されたことも明るい兆しとなりました。しかし、学校教育を見てみると、全国一斉休校に始まった、教育活動の様々な規制・抑制は、子供たちの成長に大きなダメージを与えたに留まらず、学校経営にも計り知れない打撃を及ぼしました。この3年間、学習指導面では、一人一台タブレット端末支給等GIGAスクール構想が一気に進展し、オンライン授業を可能にするなど、目覚ましい進歩を遂げました。しかし、多くの学校行事が中止や規模縮小を余儀なくされたことにより、教員として身に付けなければならない学校経営に関する知識や技能等の伝達がストップしてしまいました。公立学校の教職員は平均して4年前後で異動を繰り返します。単純計算をすれば、この3年間で、それ以前から在職し、学校運営を担った教職員の4分の3が入れ替わったこととなります。そのため、学校行事等の企画・運営を担うための知識・技能等は引き継がず、後を担う教職員を育成することができないまま、今日を迎えています。令和5年度に完全回復し、学校行事等の学校の教育活動が元通りに実施できる状態になっても、教育活動の十全な実施を担う教職員がおらず、手探りで一から作りあげていかなければならない状態に至っているのです。今、学校では、教員が子供と触れ合う時間を確保するための働き方改革が進められています。その中心となる基本的な考え方が「チーム学校」です。しかし、この3年間、活動の中止・縮小は、教員の資質能力向上の最も重要なOJT(On-the-Job Training)を不可能にしてしまいました。そのため、チーム学校を牽引する教職員が育っていません。それゆえ、学校は、コロナ前の学校に戻る道を探るのではなく、「アフターコロナ」の新しい学校を真剣に模索する必要があります。そのためには、教育委員会が教職員の研修等の充実による、多様な人材の育成に不退転の決意で臨み、小平市の学校に勤務する教職員の資質能力の向上に全力を注ぐことを強く期待します。

2 個別事業への意見

・基本的施策1 確かな学力の向上

昨年度から導入された「No. 1 学習補助員の配置」については、ますますその必要性が高まり、より多様な人材の確保・育成が求められる事業になっています。学校には発達障害があると思われる児童生徒が約9%在籍しています（文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」結果（令和4年））。また、外国籍やLGBTQsなど、多様な児童生徒が在籍しています。そうした児童生徒も含め、全ての子供を誰一人取り残さない教育を保障することが強く求められています。そのためには、教員だけではなく、多様な人材が子供と深くかかわり合う必要があります。学校教育のあらゆる場面で、教員免許以外の専門性や資格をもつ補助員が学校教育を豊かにします。今後も、更なる充実を期待します。

「No. 2 ICT支援員の配置」、「No. 5 GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備」は、国のGIGAスクール構想の実現のために、欠かすことのできない事業です。GIGAスクール構想を情報教育の推進に限定するのではなく、ICT機器を思考ツールとして縦横に活用する児童生徒を育てるためには、研修等により教員の資質能力を高めるだけでは、世界に後れを取ります。PISA調査をはじめとする国際比較調査は、全てCBT（Computer Based Testing）に移行しています。今後は、学校の定期テストや単元確認テスト等も全てCBTに移行し、そのデータを集積・活用し、個別最適な学びの実現を図ることが求められています。そうした世界の趨勢に後れを取ることなく、グローバル社会に通用する人材を育成するためにも、多様なICT支援員の配置、ICT環境の充実は、ますます重要性を増します。本事業の更なる充実策を期待します。

・基本的施策2 健やかな身体の育成

スポーツ庁の「体力運動能力調査」の結果を見ると、青少年（6～19歳）では、最近10年間では、男子は、握力、ボール投げが多く年代で低下傾向を示している、女子は、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび及び合計点が多く年代で向上傾向を示しています。成年（20～64歳）では、最近10年間では、男女の多くの年代で、握力、長座体前屈及び立ち幅とびが低下傾向を示しており、特に、40歳代女子ではほとんどの項目及び合計点が低下傾向を示しています。健康で豊かな人生を送るための基盤である体力・運動能力は全年代とも厳しい状況にあります。市民の健康寿命の伸長を願う小平市として、ライフステージに応じた健やかな身体の育成に本腰を入れて取り組む時が来ていると考えます。中学校では、部活動の地域移行が待ったなしの状況にありますが、これを、中学生の健やかな心身の育成という狭い視野で考えるのではなく、人生100年という長いスパンで捉え、全市民に心身の健康を保障するための総合的な施策を展開することを期待します。

・基本的施策6 教員の資質向上

総論でも述べたように、今、学校は新型コロナウイルス感染症の影響をまともに受け、「チーム学校」の中核を担う中堅教員に限らず、時代担う若手教員も、必要な資質能力の向上が十分に図ることが困難で、危機的状況にあります。これまでの考え方に基づく教員研修では、その解決は望めません。まず、「小平市が求める教員像」の策定を提案します。これまでは、採用試験を実施する都道府県・指定都市教育委員会が教員募集要綱で示してきました。しかし、OJTが十分機能しなくなっている学校の現状を考えれば、小平市教育委員会が求める教員像を明確に示し、その実現に必要な研修等を計画的・継続的に実施する必要があると考えます。そうすれば、小平市の学校に勤務する校長をはじめとする教職員も、自分に与えられたミッションを明確に認識し、研修と修養に全力を尽くすようになります。市民・児童生徒・保護者の意見も取り入れ、分かりやすい「求める教員像」ができることを期待します。

3 全体としてさらに望まれること

以上見てきたように、昨年度も指摘しましたが、小平市教育委員会の施策立案力、実施推進力は非常に高いものがあり、他の自治体の模範でもあると評価しています。

しかし、どんなに素晴らしい施策・計画ができて、それを実現するための人材確保は絶対必要条件です。昨年度も提案しましたが、これからの教育の進むべき道筋を示し、施策提言を可能とするとともに、人材育成も行う「小平市教育研究センター（仮称）」のような組織は、小さい自治体であるからこそ設置すべきであると改めて提言させていただきます。また、上記で提案した「小平市が求める教員像」の策定についても、小平市を支える人材はどのような人材であるべきかについての、基本的な考え方を示すものでもあります。人材育成から「人財」育成にシフトする、新たな教育振興基本計画に基づく施策の立案を期待します。

1 総論

「小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針」等に基づき、令和4年度の年次計画に掲げた55事業と、教育員会が特に重要と認める1事業、合わせて56事業の自己点検・評価について資料で確認した。また特にその中の30事業（うち新規9事業）については口頭での説明を受け、より詳しく確認した。

令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響が及んでいる事業が少なくなかったが、この予測不能な困難な状況に対応し続けた数年間で得た経験や知見をもとに、教職員および多様な協力者・関係者のさまざまな工夫と努力によって、多くの事業が目的に基づき着実に実施されていることを確認した。全体として、小平市教育振興基本計画の目標・基本理念に沿って事業目的が達成されていると評価できる。

2 個別事業への意見

- ・新規事業である「指導者用デジタル教科書の導入」については、一定の使用実績と成果を認めることができた。費用の課題はあるものの、生徒の興味・関心を高める効果的な授業に向けて、引き続き活用と検証を進めてほしい。また同様に新規事業である「学習者用端末による家庭学習のためのオンライン学習通信費支援」については、市全体からすると実績値は少ないものの、経済的に困難な児童・生徒の保護者に対して必要な支援を行う重要な事業であることから、引き続き適切な対応を求めたい。

- ・「部活動指導員の配置」「部活動外部指導員の配置」については、両者とも高い執行率で、各学校で部活動支援のニーズが高いことが推察される。心身ともに健康で人間性豊かな生徒の育成に向けて、今後ますます部活動の充実が求められること、部活動の地域移行の検討が進む中でさらにこうした指導員の配置が重要になることなどから、引き続き着実に取り組むことを期待したい。

- ・「家庭教育に関する講座の実施」について、子育て中の親を対象に、多様な子育て支援講座が実施されていることが確認できた。また講座実施後に自主グループが立ち上がっている（20コース中、6コース）ことは、本事業の目的にそった取り組み成果と言える。コロナ期を経て、家庭の孤立や困難な状況は見えにくくなっていることから、関心のある人だけでなく、より必要な人に届く講座づくり、広報等にも引き続き取り組んでほしい。

3 全体としてさらに望まれること

事業の点検及び評価は、事業が計画通り実施されたかを検証する作業であるが、そのためにも「具体的取組内容」においてできるだけ実態のわかる記述があると、より明確に成果や課題が見えやすくなると思われる。数値的な実態ももちろんのこと、その数値がどのように読み取れるかについての記述も重要となる。

教育事業全体が、小平市の次世代を担う地域の担い手育成につながっているか、という視点も計画と点検・評価の全体を見通す視点として重要と考える。一つひとつの事業の積み重ねが、大きな施策や目標にどう関連付けられるか、見通しを持つことがもとめられるのではないだろうか。

V 資料編

《資料1》

小平市教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価の実施方針

平成20年12月18日

小平市教育委員会決定

改正 平成26年4月1日

改正 平成27年4月1日

1 趣旨

小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、毎年度、自らの権限に属する事務（同法第25条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを小平市議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進する。

2 実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の主要な事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。
- (2) 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。）とする。
- (3) 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る。
- (4) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ① 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ② 「点検・評価に関する有識者」の任期は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。
- (5) 委員会は、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の
実施に関する要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 点検 主要な事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2) 評価 主要な事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、点検及び評価を実施する年度の前年度の主要な事業（小平市教育振興基本計画に基づき、毎年度策定する年次計画に掲げた事業その他委員会が特に重要であると認める事業をいう。以下同じ。）とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年度1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、意見を聴取する機会を設けること等により、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、小平市議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に
関する有識者設置要綱

平成20年12月18日 制定

(目的)

第1条 この要綱は、小平市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）第5条に規定する、点検・評価に関する有識者の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 要綱に規定する点検及び評価に当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、小平市教育委員会（以下「委員会」という。）に点検・評価に関する有識者を設置する。

(有識者の数)

第3条 点検・評価に関する有識者は2人以内とする。

(委嘱)

第4条 点検・評価に関する有識者は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、委員会が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 点検・評価に関する有識者の委嘱期間は、1年を超えない範囲で委員会が指定する期間とし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 点検・評価に関する有識者は、委員会の求めに応じ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施にあたり、事業の進捗状況、課題及び今後の取組の方向性等について、意見を述べるものとする。

(職務上の注意)

第7条 点検・評価に関する有識者は、委員会の許可があつた場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該委嘱を解かれた後も、また、同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

点検・評価の経緯

令和5年 4月	教育委員会各課(館)及び市長部局の担当課にて、自己点検・評価を実施 (点検・評価票を作成)								
7月5日(水)	<p>第1回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="496 439 1394 945"> <tr> <td data-bbox="496 439 651 483">時 間</td> <td data-bbox="657 439 1394 483">午後3時～午後5時10分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 488 651 533">場 所</td> <td data-bbox="657 488 1394 533">小平市役所 大会議室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 537 651 658">主な内容</td> <td data-bbox="657 537 1394 658">点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 663 651 945">出席者</td> <td data-bbox="657 663 1394 945"> ≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後3時～午後5時10分	場 所	小平市役所 大会議室	主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換	出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長
時 間	午後3時～午後5時10分								
場 所	小平市役所 大会議室								
主な内容	点検・評価の概要説明 各事業の自己点検・評価の内容説明 質疑・応答、意見交換								
出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長								
7月14日(金)	<p>第2回小平市教育委員会事務点検・評価有識者会議を開催</p> <table border="1" data-bbox="496 1061 1394 1568"> <tr> <td data-bbox="496 1061 651 1106">時 間</td> <td data-bbox="657 1061 1394 1106">午後4時～午後4時50分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1111 651 1155">場 所</td> <td data-bbox="657 1111 1394 1155">小平市中央公民館 講座室2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1160 651 1281">主な内容</td> <td data-bbox="657 1160 1394 1281">質疑・応答 学識経験者からの講評</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 1285 651 1568">出席者</td> <td data-bbox="657 1285 1394 1568"> ≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長 </td> </tr> </table>	時 間	午後4時～午後4時50分	場 所	小平市中央公民館 講座室2	主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評	出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長
時 間	午後4時～午後4時50分								
場 所	小平市中央公民館 講座室2								
主な内容	質疑・応答 学識経験者からの講評								
出席者	≪教育委員会≫ 教育長、教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、 地域学習担当部長、教育総務課長、施設更新担当課長、 学務課長、教育施策推進担当課長、地域学習支援課長、 中央公民館長、中央図書館長 ≪市長部局≫ 文化スポーツ課長								
8月17日(木)	<p>教育委員会8月定例会 「小平市教育委員会事務の点検及び評価－令和4年度分－報告書」を付議</p>								